

(9) 2月は、大型自動車等の車輪脱落事故の発生ピーク！—大型自動車等  
ユーザーへの日常点検整備及び一定走行後の増し締め再徹底—

【別添】

国自整第 315 号  
平成 29 年 1 月 31 日

公益社団法人日本バス協会 会長 殿  
公益社団法人全日本トラック協会 会長 殿

国土交通省自動車局整備課長

大型自動車等の車輪の脱落事故防止について

標記については、平成 28 年 11 月 4 日付け国自整第 206 号により、大型自動車（車両総重量 8 トン以上の貨物自動車及び乗車定員 30 人以上の乗合自動車）等の適切な車輪脱着作業を貴会傘下会員に対して徹底するよう要請していたところです。

今般、昨年 4 月から 12 月までに発生したホイール・ボルト折損やホイール・ナットの緩みによる大型自動車等の車輪脱落事故件数を確認したところ、29 件（速報値）となっており、前年同期の発生件数（28 件）よりも多い状況となっております。

また、先般とりまとめた月別車輪脱落事故統計によれば、冬季に集中して発生し、特に 2 月の事故発生件数が最多となっている状況です。

当課では、2 月の発生が多いことについて、本格的な降雪前に実施した冬タイヤへの交換から 1 ヶ月から 2 ヶ月を経過し、ある程度の走行が行われ、ホイール・ボルト締め付け後の初期なじみが発生し、ホイール・ボルトの締め付け力が低下していたことにより発生が多くなっているのではないかと見ているところです。

については、平成 28 年 11 月 4 日付け国自整第 206 号の添付資料「ストップ!!ザ・車輪脱落事故」(<http://www.mlit.go.jp/common/001151122.pdf>)に示す事故防止のためのポイントのうち、特に下記事項について貴会傘下会員へ再徹底を行うようお願い申し上げます。

記

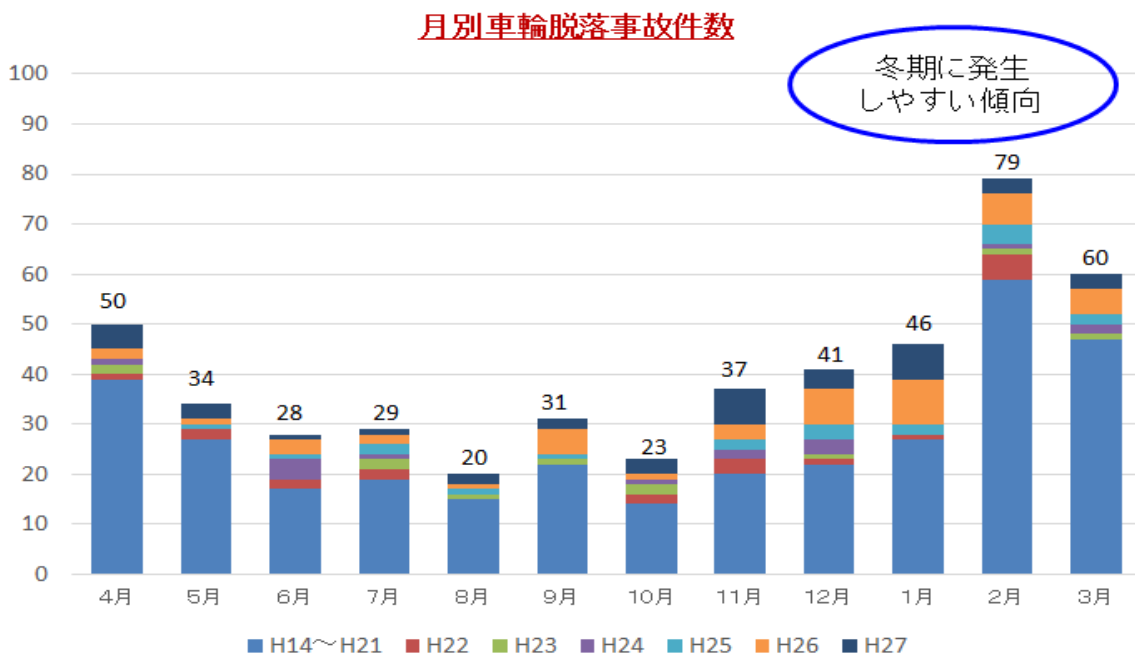
1. 日常（運行前）点検の確実な実施

一日一回、運行の前に、ホイール・ボルトの折損や緩み等がないか点検ハンマなどを使用して点検を確実にすること。

## 2. 一定走行後（50～100km）の増し締めの実施

締めつけ後は初期なじみによってホイール・ナットの締め付け力が低下するため、50～100km 走行後を目安に増し締めを行うこと。特に、J I S方式のダブルタイヤの場合の締め付け方法については注意すること。

《参考》月別車輪脱落事故件数（大型自動車）



平成 29 年 1 月 31 日

自動車局整備課

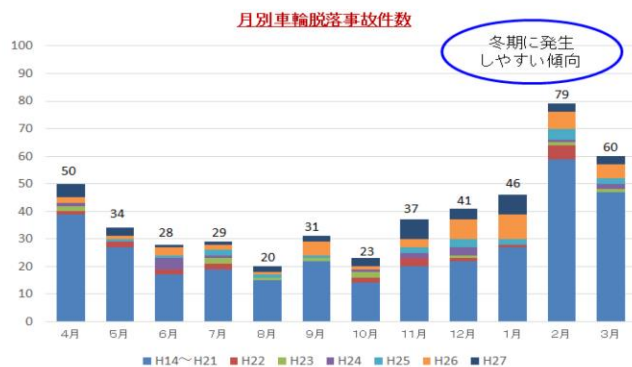
**2 月は、大型自動車等の車輪脱落事故の発生ピーク！**

ー大型自動車等ユーザーへの日常点検整備及び一定走行後の増し締めを再徹底ー

- 大型自動車（車両総重量 8 トン以上のトラック又は乗車定員 30 人以上のバス）のホイール・ボルト折損やホイール・ナットの脱落により車輪が脱落した場合、歩行者や他の車両の乗員に大きな被害を与える可能性があり、従来から同事故の防止に向け周知を行っているところ。
- 平成 28 年 4 月から 12 月までの車輪脱落事故発生件数は 29 件（速報値）と前年同期（28 件）よりも多くなっている状況。
- このため、国土交通省では、同事故の月別発生件数のピークとなる 2 月を前に自動車関係団体を通じ、大型自動車等のユーザーに対して、日常（運行前）点検での確認、一定走行後の増し締めを再徹底することにより、同事故の防止を図る。

**1. 月別車輪脱落事故発生状況**

平成 14 年度から平成 27 年度までの 14 年間の発生月別車輪脱落事故件数をみると、2 月の発生件数が 79 件と最多。（2 月はタイヤ交換後の初期に出やすい緩みが発生するタイミングとなっているのではないかと分析）



**2. 大型自動車等ユーザーへ再徹底**

「ストップ!!ザ・車輪脱落事故」 (<http://www.mlit.go.jp/common/001151122.pdf>) に示した車輪脱落事故防止に向けたポイント中、特に次の事項を大型自動車等ユーザーへ再徹底するよう、本日、公益社団法人日本バス協会及び公益社団法人全日本トラック協会へ要請する通達を发出（別添）。

**○日常（運行前）点検での確認**

一日一回、運行の前に、ホイール・ボルトの折損や緩み等がないか点検ハンマなどを使用して点検すること。



**○一定走行後（50～100km）の増し締め**

締め付け後は初期に出やすい緩みによってホイール・ナットの締め付け力が低下するため、50～100km 走行後を目安に増し締めを行うこと。特に、JIS 方式のダブルタイヤの場合の締め付け方法については、注意すること。

ねじの締め付け方向を確かめて締め付けます



JIS方式（球面座）ダブルタイヤの場合

- ① アウターナットを緩めます。
- ② インナーナットを締め付けます。
- ③ アウターナットを締め付けます。



この図は右側タイヤの場合です。

《連絡先》

国土交通省自動車局整備課 平川、川津

TEL : 03-5253-8111(内線:42426、42412)、03-5253-8599(直通)



(参考)

—大型車をご使用の皆様へ車輪脱落事故防止のお願いです。

# ストップ!! ザ・車輪脱落事故

## 大型車の車輪脱落事故ゼロへ

車輪の脱落事故が起きています  
大型車・車輪脱落事故  
**412件!**

平成15年1月～平成26年12月(年間約34件)

車輪が脱落するまでには必ず予兆があります。  
日頃の点検・整備で車輪脱落事故を防止。  
ご自身による車輪まわりの点検をお願いします。

車輪脱落事故の多くは、ホイール脱着後1か月以内に起きています。正しい脱着作業をお願いします。



車輪の脱落は、路上故障や他の交通の妨げとなるばかりではなく、歩行者や他の車両の乗員の命に係わるなど、場合によっては重大な事故を引起し、社会的信頼を損なうことにもなりかねません。

安全確保のために、日頃から、正しい点検・整備の実施をお願いします。  
あなた自身による、正しい点検・整備の実施が重要です。

### 車輪脱落を防ぐ、4つのポイント

#### 確実な締付け

締付け方式には、球面座で締付けるJIS方式と平面座で締付けるISO方式があります。規定の締付けトルクで確実に締付けます。



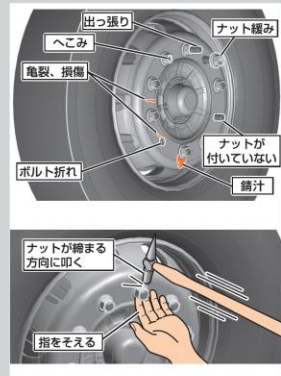
#### 増し締めの実施

締付け後は初期なじみによってホイールナットの締付け力が低下します。50～100km走行後を目安に増し締めを行います。



#### 日常の点検

一日一回、運行の前に、ホイールボルト、ナットを目で見て、さわって点検します。異常を発見したら直ぐに整備工場へ。



#### ホイールの履き替え

スチールホイール、アルミホイールの履き替えには、それぞれ適合するホイールボルト、ナットの使用が必要です。必ず確認してください。



詳しい情報は… 日本自動車工業会 HP  
日本自動車車体工業会 HP  
日本自動車タイヤ協会 HP

<http://www.jama.or.jp/user/>  
<http://jabia.or.jp/use/trailer/index.php>  
<http://www.jatma.or.jp/tekisei/>

国土交通省  
(一般社団法人) 日本自動車工業会 いすゞ自動車/日野自動車/三菱ふそうトラック・バス/UDトラックス  
(一般社団法人) 日本自動車車体工業会 トレーラ部会  
(一般社団法人) 日本自動車タイヤ協会





# 大型トラック(トレーラ)・バスのホイールボルト関係の点検内容

ー大型車：車両総重量 8 トン以上のトラック(トレーラ)または 乗車定員 30 人以上のバス

日常点検

## 1 目視での点検

- ホイールナットの脱落やホイールボルトの折損はないか。
- ホイールやホイールボルト、ナットのまわりに錆汁がでた痕跡はないか。
- ホイールナットから突出しているボルトの長さの不揃いはないか。
- ホイールに亀裂や損傷がないか。

## 2 点検ハンマなどを用いての点検

- ボルトの折損やナットの緩みがないか、ホイールナットの下側に指をそえて、点検ハンマなどでナットの上側面を叩いたときに、指に伝わる振動が他のホイールナットと違ったり、濁った音がしないか。

3 か月点検

## 1 一つのナットで締付ける方式の緩み点検

- トルクレンチを用いるなどにより、ホイールナットを規定のトルクで締付けます。

## 2 インナー、アウターのナットで締付ける方式の緩み点検

- 最初にボルトの半数(一個おき)のアウターナットを一旦緩め、インナーナットをトルクレンチを用いるなどにより規定のトルクで締付けます。
- 次に、緩めたアウターナットを、トルクレンチを用いるなどにより規定の締付けトルクで締付けます。
- 続いて、残りの半数のホイールボルトのアウターナット、インナーナットについても同様の作業を繰り返します。

12 か月点検

## 1 ディスクホイールを取外して行う点検

- ホイールボルトやナットに亀裂や損傷がないか、著しい錆の発生がないか。  
※ワッシャー(座金)付きナット(ISO方式)では、ワッシャーがスムーズに回転するかも点検。
- ホイールボルトに伸びはないか。
- ボルト、ナットのねじ部に「つぶれ、やせ、かじり」などの異常はないか。
- ホイールのボルト穴、かざり穴のまわりや溶接部に亀裂および損傷がないか、ホイールナットの当たり面に亀裂や損傷、摩耗がないか。
- ホイールのハブへの取付面、合わせ面に摩耗や損傷がないか。

## 2 ディスクホイールを取付ける際に行う点検

- ホイールの取付面、合わせ面、ホイールナットの当たり面、ハブ取付面、ボルト、ナットの錆やゴミ、泥、追加塗装などの異物を取除きます。
- ホイールボルト、ナットに指定の潤滑剤を薄く塗布します。(✓)  
・JIS方式の場合…ボルト、ナットのねじ部および座面(球面座)部に塗布  
・ISO方式の場合…ボルト、ナットのねじ部およびナットとワッシャーとのすき間に塗布  
(※ホイールとの当たり面には塗布しない)  
(△)ドライ方式(潤滑剤を塗布せず締付ける方式)の車両では、油分の塗布は厳禁です。
- ホイールナットの締付けは、対角線順に2~3回に分けて行い、最後にトルクレンチを用いるなどにより規定のトルクで締付けます。  
※インパクトレンチで締付ける場合は、締付け時間や空気圧などに留意し、締め過ぎないように十分注意します。最後は、トルクレンチを用いるなどして規定のトルクで締付けます。

締付け不足、締め忘れ防止のため、作業終了後、(規定のトルクで)確実に締付けたことを確認するようお願いします。

- 50 ~ 100 km走行後を目安に、増し締めを行います。

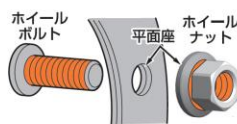
締付け方式

ホイールの締付け方式には、球面座で締付ける JIS 方式と、平面座で締付ける ISO方式があります。大型トラック・バスでは「排出ガス規制ポスト新長期規制適合」車から、左右輪・右ねじとする「新・ISO方式」を採用しました。

アルミホイール/スチールホイールの履き替えには、それぞれ適合するボルト、ナットの使用が必要です。

〔後輪ダブルタイヤの締付け構造〕

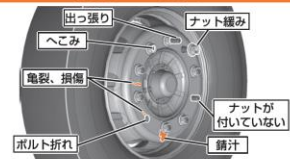
### ISO方式(8穴、10穴)



### JIS方式(6穴、8穴)



### 目視での点検



### 点検ハンマなどを用いての点検



### ねじの締付け方向を確かめて締付けます



### JIS方式ダブルタイヤの締付け手順

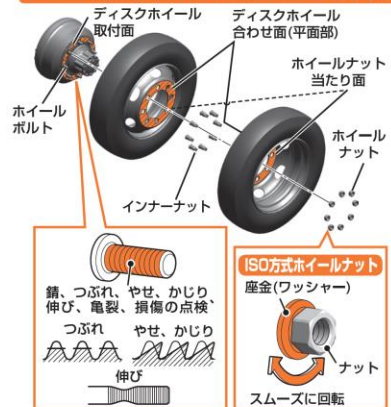
- ①アウターナットを緩めます。
- ②インナーナットを締付けます。
- ③アウターナットを締付けます。



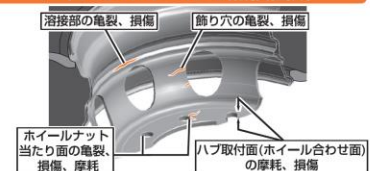
この図は右側タイヤの場合です。  
(最初に半数を点検) (次に残りの半数を点検)



### ホイール、ハブ、ボルト、ナットの点検箇所



### ディスクホイールの点検箇所



(10) 自動車製作者等4社から報告があった不適切なリコール改修作業について

国自審第1777号  
国自整第328号  
平成29年2月10日

ダイハツ工業株式会社  
専務執行役員 生駒 勝啓 殿

国土交通省自動車局  
審査・リコール課長  
整備課長

リコール関係業務に係る業務改善指示について

今般、道路運送車両法第49条で規定された分解整備の内容が含まれるリコール等の改修作業が、同法第78条の認証を受けていない販売店で実施されていたことが判明した。

このことは、市場にある自動車の不具合を早期に、かつ、確実に改修することで自動車の安全確保を図るというリコール制度の目的等に反するものであり、また、高度な知識や整備のための設備及び技術が必要である分解整備によって自動車の安全確保を図るという自動車分解整備事業の認証制度の目的等に反するものである。

については、下記のとおり指示するので、その実施状況を、平成29年3月10日までに文書で報告されたい。

なお、本報告要請は道路運送車両法第63条の4及び第100条の規定に基づくものであることを申し添える。

記

1. 認証を受けていない販売店で改修作業をした自動車について、認証を受けている整備工場で安全確認を実施すること。
2. 認証を受けていない販売店については、自動車分解整備事業の認証を取得するよう指導し、認証取得が困難な場合は、分解整備を必ず外注させること。
3. 再発防止策を策定し速やかに実施すること。

国自審第 1777 号  
国自整第 328 号  
平成 29 年 2 月 10 日

本田技研工業株式会社  
取締役執行役員 貝原 典也 殿

国土交通省自動車局  
審査・リコール課長  
整備課長

### リコール関係業務に係る業務改善指示について

今般、道路運送車両法第 49 条で規定された分解整備の内容が含まれるリコールの改修作業が、同法第 78 条の認証を受けていない販売店で実施されていたことが判明した。

このことは、市場にある自動車の不具合を早期に、かつ、確実に改修することで自動車の安全確保を図るというリコール制度の目的等に反するものであり、また、高度な知識や整備のための設備及び技術が必要である分解整備によって自動車の安全確保を図るという自動車分解整備事業の認証制度の目的等に反するものである。

については、下記のとおり指示するので、その実施状況を、平成 29 年 3 月 10 日までに文書で報告されたい。

なお、本報告要請は道路運送車両法第 63 条の 4 及び第 100 条の規定に基づくものであることを申し添える。

### 記

1. 認証を受けていない販売店で改修作業をした自動車について、認証を受けている整備工場で安全確認を実施すること。
2. 認証を受けていない販売店については、自動車分解整備事業の認証を取得するよう指導し、認証取得が困難な場合は、分解整備を必ず外注させること。
3. 再発防止策を策定し速やかに実施すること。

国自審第 1777 号  
国自整第 328 号  
平成 29 年 2 月 10 日

三菱自動車工業株式会社  
執行役員 グローバルアフターセールス本部  
本部長補佐 柳本 憲男 殿

国土交通省自動車局  
審査・リコール課長  
整備課長

#### リコール関係業務に係る業務改善指示について

今般、道路運送車両法第 49 条で規定された分解整備の内容が含まれるリコール等の改修作業が、同法第 78 条の認証を受けていない販売店で実施されていたことが判明した。

このことは、市場にある自動車の不具合を早期に、かつ、確実に改修することで自動車の安全確保を図るというリコール制度の目的等に反するものであり、また、高度な知識や整備のための設備及び技術が必要である分解整備によって自動車の安全確保を図るという自動車分解整備事業の認証制度の目的等に反するものである。

については、下記のとおり指示するので、その実施状況を、平成 29 年 3 月 10 日までに文書で報告されたい。

なお、本報告要請は道路運送車両法第 63 条の 4 及び第 100 条の規定に基づくものであることを申し添える。

#### 記

1. 認証を受けていない販売店で改修作業をした自動車について、認証を受けている整備工場で安全確認を実施すること。
2. 認証を受けていない販売店については、自動車分解整備事業の認証を取得するよう指導し、認証取得が困難な場合は、分解整備を必ず外注させること。
3. 再発防止策を策定し速やかに実施すること。



国自審第 1777 号  
国自整第 328 号  
平成 29 年 2 月 10 日

ビー・エム・ダブリュー株式会社  
モーターサイクル本部長 リー・ニコルス 殿

国土交通省自動車局  
審査・リコール課長  
整備課長

### リコール関係業務に係る業務改善指示について

今般、道路運送車両法第 49 条で規定された分解整備の内容が含まれるリコールの改修作業が、同法第 78 条の認証を受けていない販売店で実施されていたことが判明した。

このことは、市場にある自動車の不具合を早期に、かつ、確実に改修することで自動車の安全確保を図るというリコール制度の目的等に反するものであり、また、高度な知識や整備のための設備及び技術が必要である分解整備によって自動車の安全確保を図るという自動車分解整備事業の認証制度の目的等に反するものである。

については、下記のとおり指示するので、その実施状況を、平成 29 年 3 月 10 日までに文書で報告されたい。

なお、本報告要請は道路運送車両法第 63 条の 4 及び第 100 条の規定に基づくものであることを申し添える。

### 記

1. 認証を受けていない販売店で改修作業をした自動車について、認証を受けている整備工場で安全確認を実施すること。
2. 認証を受けていない販売店については、自動車分解整備事業の認証を取得するよう指導し、認証取得が困難な場合は、分解整備を必ず外注させること。
3. 再発防止策を策定し速やかに実施すること。

平成 29 年 2 月 10 日  
 自動車局  
 審査・リコール課  
 整備課

### 自動車製作者等4社から報告があった不適切なリコール改修作業について

スズキ株式会社における不適切なリコール等改修作業の報告を受け、国土交通省から自動車製作者等に対し、リコール等改修作業に関する調査を指示したところ、今般、自動車製作者等4社（ダイハツ工業株式会社、本田技研工業株式会社、三菱自動車工業株式会社、ビー・エム・ダブリュー株式会社）から、道路運送車両法第49条で規定された分解整備の内容が含まれるリコール等の改修作業が、同法第78条の認証を受けていない販売店で実施されていたとの報告がありました。

このため、本日、国土交通省より自動車製作者等4社に対し、次の事項を指示しました。

1. 認証を受けていない販売店で改修作業をした自動車について、認証を受けている整備工場  
で安全確認を実施すること。
2. 認証を受けていない販売店については、自動車分解整備事業の認証を取得するよう指導  
し、認証取得が困難な場合は、分解整備を必ず外注させること。
3. 再発防止策を策定し速やかに実施すること。

（不適切なリコール等改修作業の件数等）

自動車製作者等から次表のとおり、過去3年間に分解整備を伴うリコール等の改修作業において、122の認証を受けていない販売店で、730台の作業を実施していたと報告がありました。（詳細は別紙）。

なお、これらの作業に起因する不具合の報告は受けておりません。

自動車製作者等	不適切なリコール等作業件数	不適切な作業を実施した販売店数	対象台数
ダイハツ工業株式会社	5件	56店	104台
本田技研工業株式会社（二輪）	4件	60店	124台
三菱自動車工業株式会社	4件	3店	7台
ビー・エム・ダブリュー株式会社（二輪）	5件	3店	495台
合計	18件	122店	730台

<問い合わせ先>

自動車局審査・リコール課 木内・山本

代表：03-5253-8111（内線 42355） 直通：03-5253-8597

自動車局整備課 成澤

代表：03-5253-8111（内線 42423） 直通：03-5253-8600

## 別紙

## ・ダイハツ工業株式会社

届出日(通知日)	改修作業の概要	対象車種	対象台数
平成 28 年 7 月 19 日	リヤアクスルシャフトを取り外し、オイルシールを対策品に交換	ムーヴ等	85 台
平成 22 年 11 月 9 日	ブレーキ倍力装置の負圧スイッチとブレーキパッドを対策品に交換	ハイゼット等	5 台
平成 22 年 3 月 11 日	ロアアームを点検し、かしめが不足しているものは良品に交換	ハイゼット等	2 台
平成 22 年 2 月 10 日	電動パワーステアリングモータもしくはステアリングギヤを対策品に交換	ハイゼット	10 台
平成 17 年 3 月 29 日	副変速機(トランスファ)のオイル量を確認し、基準を外れているものはオイルシールを良品に交換	ミラ等	2 台

## ・本田技研工業株式会社

届出日(通知日)	改修作業の概要	対象車種	対象台数
平成 27 年 12 月 3 日	プロペラシャフトを対策品に交換	VFR1200F 等	22 台
平成 27 年 10 月 15 日	セカンドマスタシリンダを対策品に交換し、リヤマスタシリンダを新品に交換	ゴールドウイング	62 台
平成 27 年 10 月 15 日	セカンドマスタシリンダを対策品に交換し、リヤマスタシリンダを新品に交換	ゴールドウイング等	36 台
平成 23 年 12 月 2 日	セカンドマスタシリンダを対策品に交換	ゴールドウイング	4 台

## ・三菱自動車工業株式会社

届出日(通知日)	改修作業の概要	対象車種	対象台数
平成 20 年 7 月 22 日	プロペラシャフトの自在継手部を点検	ミニキャブ	5 台※
平成 17 年 8 月 25 日	自動変速機一式を新品に交換	デリカ	1 台
平成 16 年 11 月 11 日	ナックルを対策品に交換	デリカ	
平成 14 年 9 月 26 日	対策を盛り込んだ手動変速機に交換	ミニキャブ	2 台※

※1台が重複

## ・ビー・エム・ダブリュー株式会社

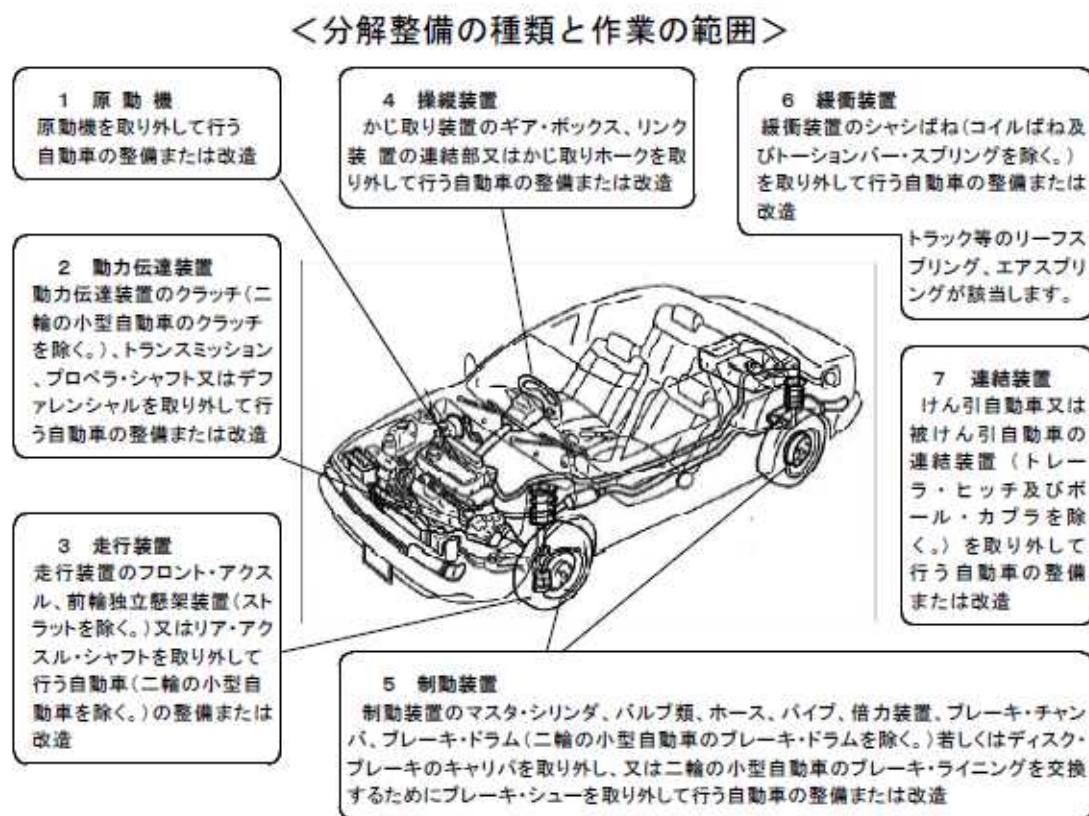
届出日(通知日)	改修作業の概要	対象車種	対象台数
平成 28 年 2 月 18 日	対策品のブレーキホースに交換	BMW C650GT 等	42 台
平成 27 年 5 月 22 日	アルミニウム製ホイールフランジをスチール製に交換	BMW K1200S 等	325 台
平成 26 年 8 月 28 日	ABS ハイドロリックユニットを対策品に交換	BMW K1200S 等	72 台
平成 26 年 1 月 16 日	インプットシャフト及びベアリングを良品に交換	BMW F800S 等	53 台
平成 22 年 9 月 7 日	ブレーキ配管を対策品に交換	BMW R1200GS-A 等	3 台

(参考)

分解整備とは、原動機、動力伝達装置、走行装置、操縦装置、制動装置、緩衝装置又は連結装置を取り外して行う自動車の整備又は改造であって国土交通省令で定めるものをいう。(道路運送車両法第 49 条に規定)

### 国土交通省令

[道路運送車両法施行規則第 3 条] (分解整備の定義)





## (11) 大型貨物自動車の速度抑制装置に係る改変の防止について

国自整第335号の2  
平成29年2月15日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局整備課長

### 大型貨物自動車の速度抑制装置に係る改変の防止について

今般、大型貨物自動車の速度抑制装置の不正改造に絡み L ジョイントをインターネットで販売した被疑者(運送事業者に勤務する運転者)が、落札者の道路運送車両法(不正改造)違反と道路交通法(速度超過、速度抑制装置整備不良車運転)違反を幫助したとして、逮捕される事案が発生しました。また、落札者のトラック運転者3名も事件送致されています。

L ジョイントの装着やパルス整合器の調整は、タイヤサイズ又は動力伝達装置の減速比の変更がなされた場合に限り、速度計の指示を適切に補正するため、自動車製作者が定めた作業要領等に基づき、速度抑制装置の機能を損なわないよう、細心の注意を払って行うべきものであります。

L ジョイントの不適切な装着やパルス整合器の不適切な調整により速度抑制装置の不正改造等を行った者等については、整備事業者の場合には道路運送車両法に基づき、行政処分を行うことはもとより、道路運送車両法第99条の2(不正改造等の禁止)の違反について厳正な対処を行うこととなります。

については、貴会傘下会員に対し、使用者や運転者からの依頼であっても不適切なL ジョイントの装着やパルス整合器の不適切な調整により速度抑制装置の機能を損なう改変を行うことのないよう、周知徹底をお願いします。

(12)「改造自動車等の取扱いについて」の一部改正について

国自整第301号の3  
平成29年2月15日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局長

「改造自動車等の取扱いについて」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達したので通知します。

貴会(組合)におかれましては、本取扱いに関して遺漏のないよう参加会員(組合員)に対し周知方お願いします。

別添

国自整第301号

平成29年2月15日

各 地 方 運 輸 局 長 殿

沖 縄 総 合 事 務 局 長 殿

自 動 車 局 長

「改造自動車等の取扱いについて」の一部改正について

「改造自動車等の取扱いについて」（平成7年11月21日自技第239号）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正することとしたので了知されるとともに、遺漏のないよう取り扱われたい。

改造自動車等の取扱いについて（平成7年11月21日自技第239号）新旧対照表

平成7年11月21日付自技第239号  
 改正 平成29年2月15日付国自整第301号  
 （傍線の部分は改正部分を示す。）

改 正	現 行
<p>1. (略)</p> <p>2. 改造自動車等の範囲                  この通達にいう改造自動車等とは、次のものをいう。                  (1) 改造自動車                  改造自動車とは、次の①から⑥の自動車に独立行政法人自動車技術総合機構法(平成11年法律第218号)第13条に基づき事務規程(以下「事務規程」という。)に定める改造(道路運送車両法(昭和26年法律第185号。以下「車両法」という。)第63条の3に基づき改善措置の届出を行う場合を除く。以下(2)及び(3)において同じ。)をしたものをいう。                  ① 車両法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた自動車                  ② 車両法第75条の2第1項の規定によりその型式について指定を受けた指定特定共通構造部(多仕様自動車)型式指定実施要領(以下「共通構造部(多仕様自動車)」(平成28年6月30日国自審第535号)別添「共通構造部(多仕様自動車)型式指定に関する規定」(平成26年国土交通省告示第120号)によりその型式について(依命通達))を有する自動車(型式指定の範囲にある装置に限る。)                  ③ 「製造過程自動車型式認定に関する規定」(平成26年国土交通省告示第120号)によりその型式について認定を受けた自動車                  ④ 「自動車型式認証実施要領」(平成10年11月12日自審第1252号。以下「自動車型式認証実施要領」という。)別添2「新型自動車取扱い要領」(平成10年11月12日自審第1252号。以下「新型自動車取扱い要領」という。)別添2「新型自動車取扱い要領」により新型自動車として届出があつた自動車(検査対象自動車及び小型特殊自動車を除く。)                  ⑤ 「輸入自動車特別取扱制度」(平成10年11月12日自審第1255号)別添「輸入自動車特別取扱要領」(平成10年11月12日自審第1255号)別添「輸入自動車特別取扱要領」により輸入自動車特別取扱自動車として届出があつた自動車                  ⑥ 「並行輸入車取扱い要領」(平成9年3月31日自技第61号)又は事務規程に定める「並行輸入自動車審査要領」により並行輸入自動車として届出があつた自動車であつて、本邦にて有効な自動車検査証又は自動車予備検査証の交付を受けたことがある自動車</p> <p>(2) 試作車                  試作車とは、(1)以外の自動車であつて自動車の製作を業とする者が研究、開発等の用に供するため製作した次のいずれかのものをいう。                  ① 年間の生産台数が少数のもの。                  ② ①であつて、当該自動車の製作者又は当該自動車の製作者から委任を受けた</p>	<p>1. (略)</p> <p>2. 改造自動車等の範囲                  この通達にいう改造自動車等とは、次のものをいう。                  (1) 改造自動車                  改造自動車とは、道路運送車両法(昭和26年法律第185号。以下「車両法」という。)第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた自動車、車両法第75条の2第1項の規定によりその型式について指定を受けた指定特定共通構造部であつて、「共通構造部(多仕様自動車)型式指定実施要領」について(依命通達))を有する自動車(型式指定の範囲にある装置に限る。)                  「製造過程自動車型式認定に関する規定」(平成26年国土交通省告示第120号)によりその型式について認定を受けた自動車、「自動車型式認証実施要領」(平成10年11月12日自審第1252号。以下「自動車型式認証実施要領」という。)                  別添2「新型自動車取扱い要領」により新型自動車として届出があつた自動車(検査対象自動車及び小型特殊自動車を除く。)                  「輸入自動車特別取扱制度」(平成10年11月12日自審第1255号)別添「輸入自動車特別取扱要領」(平成10年11月12日自審第1255号)別添「輸入自動車特別取扱要領」により輸入自動車特別取扱自動車として届出があつた自動車又は「並行輸入自動車取扱い要領」(平成9年3月31日自技第61号)により並行輸入自動車として届出があつた自動車に自動車検査独立行政法人法(平成11年法律第218号)第13条に基づき事務規程(以下「事務規程」という。)に定める改造(車両法第63条の3に基づき改善措置の届出を行う場合を除く。以下(2)及び(3)において同じ。)をしたものをいう。</p> <p>(2) 試作車                  試作車とは、(1)以外の自動車であつて自動車の製作を業とする者が研究、開発等の用に供するため製作したものをいい、年間の生産台数が少量のものをいう。</p>



ものが研究・開発等のために(1)に規定する改造をしたもの。

(3) 組立車

組立車とは、(1)以外の自動車であって自動車の製作を業とする者以外の者が製作した次のいずれかのものをいう。

- ① 自動車部品等を使用して組立てたもの。
- ② ①であって、当該自動車の製作者又は当該自動車の製作者から委任を受けたものが研究・開発等のために(1)に規定する改造をしたもの。

3. 届出書等の提出

(1) 改造自動車の施工者等は、事務規程の定めるところにより、改造自動車届出書及び添付資料を検査に先だつて最寄りの独立行政法人自動車技術総合機構の地方検査部長若しくは事務所長(以下「事務所長等」という。)に提出するものとする。

なお、保安基準第55条の規定による基準緩和申請を伴う改造自動車の届出は、基準緩和を申請する地方運輸局長(沖縄総合事務局長を含む。以下「運輸局長」という。)へ必要書面を提出するものとし、提出を受けた運輸局長は、滞りなく該当する事務所長等へ届出書面を送付するものとする。

(2) 試作車又は組立車の製作者又は施工者等は、試作車又は組立車を製作した場合は製作しようとする場合には、試作車・組立車等届出書(以下「届出書」という。)、概要等説明書及び別表に定める添付資料を検査に先だつて最寄りの運輸局長に提出するものとする。なお、2.(2)②及び2.(3)②にあつては、使用の本拠の位置を管轄する運輸局長に提出するものとする。この場合、使用の本拠の位置を管轄する運輸支局又は自動車検査登録事務所を經由することができるものとする。

(3) ～(4) 略

4. ～5. (略)

6. 審査及び審査結果の通知等

(1) 届出書等を受理した運輸局長は、届出書、説明書及び添付資料により試作車又は組立車が保安基準に適合するかどうか審査するものとする。

(2) 2.(2)①及び2.(3)①にあつて、審査の結果、当該試作車又は組立車が保安基準に適合すると認められるものについては、運輸局長から届出者に試作車・組立車審査結果通知書(提出のあつた説明書を試作車・組立車審査結果通知書としたもの。以下「試作車等通知書」という。)を交付するものとする。

なお、交付に当たり、届出者に対して指示事項がある場合には、試作車等通知書の指示事項欄に記載するものとする。

(3) 2.(2)②及び2.(3)②にあつて、審査の結果、当該試作車又は組立車が保安基準に適合すると認められるものについては、運輸局長から届出者に試作車・組立車改造審査結果通知書(提出のあつた説明書を試作車・組立車改造審査結果通知書としたもの。以下「改造通知書」という。)を交付するものとする。

なお、交付に当たり、届出者に対して指示事項がある場合には、改造通知書の指

(3) 組立車

組立車とは、(1)以外の自動車であつて自動車の製作を業とする者以外の者が自動車の部品等を使用して組立てたものをいう。

3. 届出書等の提出

(1) 改造自動車の施工者等は、事務規程の定めるところにより、改造自動車届出書及び添付資料を検査に先だつて最寄りの自動車検査独立行政法人の検査部長若しくは事務所長(以下「事務所長等」という。)に提出するものとする。

なお、保安基準第55条の規定による基準緩和申請を伴う改造自動車の届出は、基準緩和を申請する地方運輸局長(沖縄総合事務局長を含む。以下「運輸局長」という。)へ必要書面を提出するものとし、提出を受けた地方運輸局長は、滞りなく該当する事務所長等へ届出書面を送付するものとする。

(2) 試作車又は組立車の製作者又は施工者等は、試作車又は組立車を製作した場合は製作しようとする場合には、試作車・組立車届出書(以下「届出書」という。)、概要等説明書(以下「説明書」という。)及び別表に定める添付資料を検査に先だつて最寄りの運輸局長に提出するものとする。

(3) ～(4) 略

4. ～5. (略)

6. 審査及び審査結果の通知等

(1) 届出書等を受理した運輸局長は、届出書、説明書及び添付資料により試作車又は組立車が保安基準に適合するかどうか審査するものとする。

(2) 審査の結果、当該試作車又は組立車が保安基準に適合すると認められるものについては、運輸局長から届出者に試作車・組立車審査結果通知書(提出のあつた説明書を試作車・組立車審査結果通知書としたもの。以下「通知書」という。)を交付するものとする。

なお、交付に当たり、届出者に対して指示事項がある場合には、通知書の指示事項欄に記載するものとする。

(新設)

示事項欄に記載するものとする。

7. 審査済車両の検査の取扱い

(1) 試作車又は組立車の検査を申請する者は、検査の申請等を提出するほか、当該運輸支局等と同一敷地内にある事務所長等に対して、**試作車等通知書又は改造通知書**(写しをもって代えることができる。以下同じ。)、外観図、各装置の詳細図及びその他特に指示された資料を提示するものとする。

(2) 試作車又は組立車の製作認証実施要領附則1「自動車等の同一型式判定要領」別表2(製作誤差の範囲)に定める範囲であることを原則とする。

ただし、製作誤差の範囲を超えるものであっても、**試作車等通知書又は改造通知書**に記載されている内容等に変更がなく、当該自動車の現車を確認することにより保安基準の適合性の判定が可能なものにあつては、この限りではない。

8. (略)

別表 (別紙)

第1号様式 (別紙)

第2号様式 (別紙)

附則 本改正規定は、平成29年4月1日より施行する。

7. 審査済車両の検査の取扱い

(1) 試作車又は組立車の検査を申請する者は、検査の申請等を提出するほか、当該運輸支局等と同一敷地内にある事務所長等に対して、**通知書**(写しをもって代えることができる。以下同じ。)、外観図、各装置の詳細図及びその他特に指示された資料を提示するものとする。

(2) 試作車又は組立車の製作認証の範囲は、自動車型式認証 実施要領不足1「自動車等の同一型式判定要領」別表2(製作誤差の範囲)に定める範囲であることを原則とする。

ただし、製作誤差の範囲を超えるものであつても、**通知書**に記載されている内容等に変更がなく、当該自動車の現車を確認することにより保安基準の適合性の判定が可能なものにあつては、この限りではない。

8. (略)

別表 (別紙)

第1号様式 (別紙)

第2号様式 (別紙)

別表 試作車及び組立車の届出及び添付資料一覧表

区分	試作車	組立車	試作車・組立車の改造
届出書	○	○	○
概要等説明書	○	○	○
試作車・組立車審査結果通知書等	○	○	○
主要諸元要目表	○	○	○
外觀図	○	○	○
装置の詳細図(改造部位詳細図)	○	○	△※1
車枠(車体)全体図	○	○	△
保安基準適合検討書	○	○	○
技術基準等への適合性を証する書面	○	○	△
電気装置の要目表			△※2
計	○	○	△※3
算	○	○	△※4
書	○	○	△
強度	○	○	△※5
度	○	○	△
検	○	○	△
討	○	○	△
書	○	○	△
その他書面	△	△	△

(1) ○印は届出が必要な書面を示し、△印は基準の適用が除外されているなど特段の必要がない場合には省略することができる書面を示す。  
 (2) 注1. 主要諸元要目表は、輸入自動車特別取扱制度別添「輸入自動車特別取扱要領」に準じた様式とする。  
 (3) 注2. 装置の詳細図は、自動車型式認証実施要領別添2「新型自動車取扱要領」の別表第1項3(7)に準じたものとする。  
 (4) 注3. 保安基準適合検討書は、自動車型式認証実施要領別添2「新型自動車取扱要領」の別表第1項3(8)に準じたものとする。  
 (5) 注4. ※1は、改造部位詳細図の他、高電圧系統に関する電気回路図及び感電保護対策に関するものとして自動車に備えた各電気装置の相関図を添付するものとする。  
 (6) 注5. ※2は、電動機の場合に添付するものとする。  
 (7) 注6. ※3は、条件が不利となる場合に添付するものとする。  
 (8) 注7. ※4は、駐車ブレーキに係るもののみとする。走行装置の改造の場合、側車付二輪車及び三輪車に改造する場合であって、駐車ブレーキに係るもののみとする。  
 (9) 注8. ※5は、ホイールベースを延長した場合に添付するものとする。  
 (10) 注9. 試作車・組立車の改造強度検討書は、改造部分及び改造により影響を及ぼす部分に係る装置についても必要に応じて添付するものとする。また、複数の形態で使用するものについては、該当する装置について全ての形態について添付するものとする。  
 (11) 注10. 試作車・組立車の改造届出を行うものは必要に応じて、自動車製作者からの委任状を添付するものとする。  
 (12) 添付資料の詳細は、細部取扱いに示す。

別表 試作車及び組立車の届出及び添付資料一覧表

区分	届出書	概要等説明書	外觀図	装置の詳細図	車枠(車体)全体図	添付資料												
						保安基準適合検討書	計	算	書									
試作車	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
組立車	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

注1. 主要諸元要目表は、輸入自動車特別取扱制度別添「輸入自動車特別取扱要領」に準じた様式とする。  
 注2. 装置の詳細図は、自動車型式認証実施要領別添2「新型自動車取扱要領」の別表第1項3(7)に準じたものとする。  
 注3. 保安基準適合検討書は、自動車型式認証実施要領別添2「新型自動車取扱要領」の別表第1項3(8)に準じたものとする。

第1号様式 (表面)

年 月 日

殿

届出者の氏名又は名称  
住所 (担当者) 号  
連絡先 (担当者) 号  
電話

印

**試作車・組立車等**届出書

車名・型式	種別	用途
試作車	組立車	試作車・組立車の改造
予定車両数	主たる使用地域	
車台番号		

注：試作車、組立車、試作車、組立車の改造の欄は、該当するものを○で囲むこと。

(日本工業規格 A列4番)

第1号様式 (表面)

年 月 日

殿

届出者の氏名又は名称  
住所 (担当者) 号  
連絡先 (担当者) 号  
電話

印

**試作車・組立車**届出書

車名・型式	種別	用途
試作車	組立車	組立車
予定車両数	主たる使用地域	

注：試作車・組立車の欄は、該当するものを○で囲むこと。

(日本工業規格 A列4番)



第1号様式 (裏面)

添付資料		組立車	試作車
添付資料		書	書
届	添付資料	○	○
概要等説明書		○	○
主要諸元要目表		○	○
外観		○	○
装置の詳細図		○	○
車枠(車体)全体図		○	○
保安基準適合検討書		○	○
最大安定傾斜角度計算書		○	○
制動能力計算書		○	○
走行性能計算書		○	○
最小回転半径計算書		○	○
強度検討書			
車枠(車体)		○	○
動力伝達装置		○	○
走行装置		○	○
操縦装置		○	○
制動装置		○	○
緩衝装置		○	○
連結装置		○	○
電気装置		○	○

注：添付資料を省略する場合には、添付資料欄に×を付すこと。  
(日本工業規格 A列4番)

第1号様式 (裏面)

添付資料		組立車	試作車
添付資料		書	書
届	添付資料	○	○
概要等説明書		○	○
試作車・組立車審査結果通知書		○	○
主要諸元要目表		○	○
外観		○	○
装置の詳細図		○	△※
車枠(車体)全体図		○	△
保安基準適合検討書		○	○
技術基準等への適合性を証する書面		○	△※
電気装置の要目表			△※
最大安定傾斜角度計算書		○	△※
制動能力計算書		○	△※
走行性能計算書		○	△
最小回転半径計算書		○	△※
強度検討書			
車枠(車体)		○	△
動力伝達装置		○	△
走行装置		○	△
操縦装置		○	△
制動装置		○	△
緩衝装置		○	△
連結装置		○	△
電気装置		○	△
その他書面		△	△

注：添付資料を省略する場合には、添付資料欄に×を付すこと。  
また、添付資料の詳細は別表の備考欄参照のこと。

(日本工業規格 A列4番)

第2号様式(表面)

第2号様式(表面)

第 年 月 日

第 年 月 日

殿

殿

概要等説明書(試作車・組立車等審査結果通知書)

概要等説明書(試作車・組立車審査結果通知書)

(指示事項)

(指示事項)

主要諸元比較表

主要諸元比較表

Table with columns: 項目, 標準車, 試作車・組立車, 基準・限度, 項目, 標準車, 試作車・組立車, 基準・限度. Rows include vehicle type, dimensions, weight, and performance metrics.

Table with columns: 項目, 標準車, 試作車・組立車, 基準・限度, 項目, 標準車, 試作車・組立車, 基準・限度. Rows include vehicle type, dimensions, weight, and performance metrics.

車両総重量・軸重等の基準

セミトレーラ以外の車両総重量

セミトレーラの車両総重量

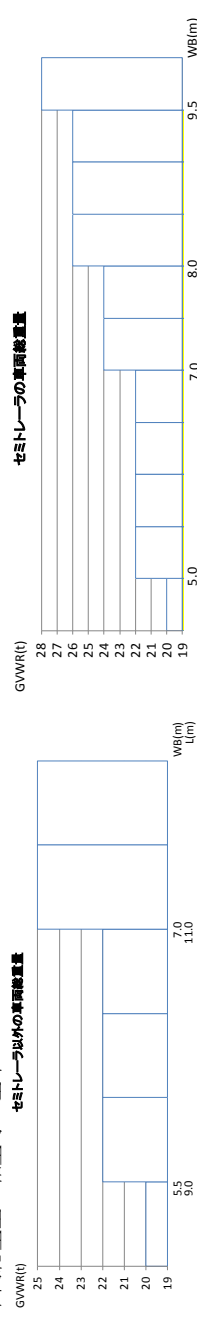
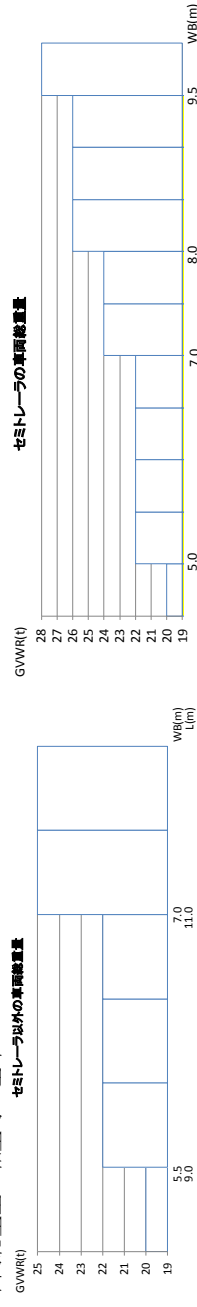


Table with columns: 隣接軸距, 隣接軸重. Values: 1.8m未満, kg ≤ 18t; 1.8m以上, kg ≤ 20t.

Table with columns: 隣接軸距, 隣接軸重. Values: 1.8m未満, kg ≤ 18t; 1.8m以上, kg ≤ 20t.

能力強度等検討書

Table with columns: 制動能力, 踏力, 空気圧, 回転数, 強度, 車軸強度, 操縦装置強度, 緩衝装置強度, 制動装置強度, 連結装置強度. Includes performance metrics and stress ratios.

能力強度等検討書

Table with columns: 制動能力, 踏力, 空気圧, 回転数, 強度, 車軸強度, 操縦装置強度, 緩衝装置強度, 制動装置強度, 連結装置強度. Includes performance metrics and stress ratios.

注1. (試作車・組立車)の欄には、該当するものを○で囲むこと。注2. 能力検討欄は、該当しないものは、省略したものは×を記入すること。注3. 能力強度等検討書欄は、必要に応じて項目を追加・削除することができる。

注1. (試作車・組立車)の欄には、該当するものを○で囲むこと。注2. 能力検討欄は、該当しないものは、省略したものは×を記入すること。注3. 能力強度等検討書欄は、必要に応じて項目を追加・削除することができる。

(日本工業規格 A列4番)

(日本工業規格 A列4番)

2号様式裏面(略)

2号様式裏面(略)



(13)「改造自動車等の取扱いについて」に係る細部取扱いについての一部  
改正について

国自整第302号の3  
平成29年2月15日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局整備課長

「改造自動車等の取扱いについて」に係る細部取扱いについての一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので通知します。

貴会(組合)におかれましては、本取扱いに関して遺漏のないよう参加会員(組合員)に対し周知方お願いします。

別添

国自整第302号  
平成29年2月15日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿

沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局整備課長

「改造自動車等の取扱いについて」に係る細部取扱いについての一部改正について

「改造自動車等の取扱いについて」に係る細部取扱いについて（平成7年11月21日自技第240号）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正することとしたので了知されるとともに、遺漏のないよう取り扱われたい。



「改造自動車等の取扱いについて」に係る細部取扱いについて（平成7年11月21日自技第240号）新旧対照表  
 平成7年11月21日付自技第240号  
 改正 平成29年2月15日付国自整第302号  
 （傍線の部分は改正部分を示す。）

改 正	現 行
<p>1. ～ 2. (略)</p> <p>3. 書面審査                      試作車・組立車等届出書、概要等説明書及び添付資料の審査は次により行うものとする。<u>なお、改造連達の記2.(2)②及び2.(3)②の場合にあつては、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成11年法律第218号）第13条に基づく事務規程を準用するものとする。</u></p> <p>表 (略)</p> <p><u>附則 本改正規定は、平成29年4月1日より施行する。</u></p>	<p>1. ～ 2. (略)</p> <p>3. 書面審査                      試作車・組立車等届出書、概要等説明書及び添付資料の審査は次により行うものとする。</p> <p>表 (略)</p>

( 1 4 ) 「封印取付委託要領」の一部改正について

国自情第 2 4 2 号の 2  
平成 2 9 年 2 月 2 8 日

一般社団法人日本自動車販売協会連合会会長 殿

国土交通省自動車局長

「封印取付委託要領」の一部改正について

標記について、別添のとおり地方運輸局等に通知しましたので、ご了知頂きますとともに、傘下会員への周知方よろしく申し上げます。

国自情第242号  
平成29年2月28日

地方運輸局長殿  
内閣府沖縄総合事務局長殿

自動車局長

「封印取付委託要領」の一部改正について

標記について、ラグビーワールドカップ特別仕様ナンバープレートの交付に係る関係省令の施行に伴い、「封印取付委託要領」（平成18年10月4日付け国自管第86号）を下記のとおり一部改正することとしたので、了知されたい。

記

「封印取付委託要領」（平成18年10月4日付け国自管第86号）を別添のとおり改正する。

【別添改正溶け込み】

封印取付け委託要領

(適用)

第1条 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）（以下「車両法」という。）  
第28条の3第1項の規定による封印の取付けの委託（以下「封印取付け委託」とい  
う。）に関しては、同法、同法施行令、同法施行規則の規定によるほか、この要領の  
定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定  
めるところによる。

(1)受託者 封印取付け委託を受けた者

(2)甲種受託者 乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者以外の受託者

(3)乙種受託者 完成検査終了証（以下「完検証」という。）のある自動車の販売を業  
とする者であって、以下の場合に必要となる封印の取付けの委託を受けた者。

ア その販売する自動車について、当該自動車の提示に代えて完検証の提出により新規  
登録を受ける場合

イ その販売する自動車（販売用中古自動車を含む。）について、当該自動車の提示に  
代えて、自動車予備検査証（以下「予備検証」という。）、保安基準適合証又は限定  
自動車検査証及び限定保安基準適合証（以下「保安基準適合証等」という。）の提出  
により新規登録を受ける場合

ウ 変更登録又は移転登録を受ける場合（車両法第14条第1項の規定により当該自動  
車の登録番号が変更されるもの（自動車登録令（昭和26年政令第256号）第40  
条による提示をしたものを除く。）に限る。）

エ 車両法第11条第2項（自動車登録令第43条の規定に係る場合を含む。）又は第  
4項若しくは第6項（管轄区域内に限る。）の規定による封印の取付けが必要な場合

(4)丙種受託者 一般社団法人日本中古自動車販売協会連合会の会員のうち中古自動車  
の販売を業とする者を構成員とする団体（以下「団体」という。）であって、以下の  
場合に必要となる封印の取付け委託を受けた者

ア その構成員の販売する自動車（新車及び販売用中古自動車）について、当該自動車  
の提示に代えて、完検証、予備検証、保安基準適合証等の提出により新規登録を受け  
る場合

イ 変更登録又は移転登録を受ける場合（車両法第14条第1項の規定により当該自動  
車の登録番号が変更されるもの（自動車登録令（昭和26年政令第256号）第40  
条による提示をしたものを除く。）に限る。）

ウ 車両法第11条第2項（自動車登録令第43条の規定に係る場合を含む。）又は第4  
項若しくは第6項（管轄区域内に限る。）の規定による封印の取付けが必要な場合。

(5)丁種受託者 行政書士法（昭和26年2月22日法律第4号）第15条に規定され  
る行政書士会（以下「行政書士会」という。）であって、その所属する行政書士が運

輸監理部、運輸支局又は自動車検査登録事務所（内閣府沖縄総合事務局にあつては、陸運事務所、宮古運輸事務所又は八重山運輸事務所。以下「運輸支局等」という。）に提出する書類を作成した自動車について、以下の場合に必要な封印の取付け委託を受けた者

- ア 当該自動車（乙種受託者及び丙種受託者の構成員の販売する自動車を除く。以下、本号イにおいて同じ。）の提示に代えて、予備検証、保安基準適合証等の提出により新規登録を受ける場合
- イ 当該自動車に係る変更登録又は移転登録を受ける場合（車両法第14条第1項の規定により当該自動車の登録番号が変更されるもの（自動車登録令（昭和26年政令第256号）第40条による提示をしたものを除く。）に限る。）
- ウ 車両法第11条第2項（自動車登録令第43条の規定に係る場合を含む。）又は第4項若しくは第6項（管轄区域内に限る。）の規定による封印の取付けが必要な場合（事業場）

第3条 封印取付けの委託は、事業場毎に行う。

（委託に当たっての考慮事項）

第4条 封印の取付けの委託に当たっては、次の点を考慮して行うこととする。

（1）封印取付け責任者

受託者は、封印取付け責任者を予め選任し、自動車登録番号及び車台番号の確認、封印の保管及び出納並びに法令及び委託に附した条件の遵守について必要な監督を行わせるとともに、問題が生じた場合には適切な措置をとらせる等、封印取付け業務の統括管理させるものとする。

（2）事業場

受託者は、封印取付け責任者が常駐し、必要な施設を備えた事業場において封印の取付けを行うものとする。

（3）施封センター方式

乙種受託者は、封印の取付けを、複数の受託者が共同で設置した施設においても行うことができるものとする。この場合、封印取付け責任者及び施設における封印取付け職員の選定、封印取付け業務の管理体制等封印取付けの実施計画について十分審査し、業務運営の適正が確保されるよう措置すること。

（4）巡回施封方式

丙種及び丁種受託者は、構成員である自動車販売事業者の店舗又は所属する行政書士の事務所においても封印の取付けを行うことができるものとする。この場合、封印取付け責任者及び巡回封印取付け職員の選定、巡回封印取付け業務の管理体制等封印取付けの実施計画について十分審査し、業務運営の適正が確保されるよう措置すること。なお、適正な業務運営が図られないおそれがある場合には、必要に応じ一般社団法人日本中古自動車販売協会連合会又は日本行政書士会連合会を通じた指導を行うこととするので、委託を行った運輸支局等は適宜その状況を本省自動車情報課に報告されたい。



#### (5) 出張封印方式

受託者（乙種受託者又は丙種受託者は、使用者の住所変更による変更登録及び車両法第11条第2項（自動車登録令43条の規定に係る場合を含む。）又は第4項若しくは第6項（管轄区域内に限る。）の規定による封印の取付けが必要な場合に限る。）は、（2）から（4）までに加え、事業場等への自動車の持ち込みによる申請者の負担の軽減を図るため、封印の取付けを対象となる自動車の保管場所（自動車の保管場所の確保等に関する法律（以下「車庫法」という。）第3条の保管場所を言う。以下同じ。）等において行うことが出来るものとする。

この場合、受託者は、封印取付け責任者により適正な業務運営が確保されるよう措置するとともに、当該出張封印に係る登録申請又は交換申請時等に封印受託者名、出張封印を行おうとする自動車の車台番号、出張封印の希望、自動車登録番号標の返納方法等を記載した書面を運輸支局等に提出し、確認を受け、かつ、施封後は、取り外した自動車登録番号標を遅滞なく交付代行者に返納等しなければならない。

#### (封印取付け受託者準則)

第5条 運輸支局長（運輸監理部長、陸運事務所長、宮古運輸事務所長及び八重山運輸事務所長を含む。以下同じ。）は、別記「封印取付け受託者準則」を参考にして封印取付け受託者準則を作成し、受託者に交付するものとする。

#### (封印取付け委託書)

第6条 運輸支局長は、封印取付け委託をしたときは、受託者に対して封印取付け委託書（別記様式）を交付するものとする。

#### (委託の制限)

第7条 道路運送車両法第20条第4項又は道路運送法第41条第3項（同法第81条第2項及びタクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）第52条第2項において準用する場合を含む。）、貨物自動車運送事業法第34条第3項並びに土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法第9条第3項の規定による封印の取付けは、委託することができない。

第8条 自動車検査登録事務所がある都道府県においては、甲種受託者への委託は運輸支局（自動車検査登録事務所の管轄区域を除く。）又は自動車検査登録事務所の管轄区域ごとに行うものとし、委託する業務の範囲は、車両法第11条第1項又は第2項の封印の取付けは、委託のあった当該管轄区域に使用の本拠を有する自動車に限定するものとし、同条第4項又は第6項の封印の取付けは、全ての自動車について委託することができるものとする。

第9条 前条に規定するほか、事情に応じ自動車の使用の本拠の位置、車種、自動車の用途等により委託する業務の範囲を限定することができる。

#### (封印作業の再委託)

第10条 甲種受託者は、ユーザーの利便の向上を図る上で必要があると認めるときは、左欄に掲げる者に対し、右欄に掲げる作業を、甲種受託者の名において行わせることが出来る。この他、運輸支局等の庁舎の建替えにより運輸支局等の構内が狭隘となる

等、ユーザー利便が著しく損なわれると運輸支局長が認めるときは、運輸支局長が指定する者に、作業及び期間を限定して、甲種受託者の名において行わせることができる。この場合、運輸支局長は、その必要性について本省自動車情報課と事前に協議すること。

作業者	作業範囲
日本自動車輸入組合の輸入自動車販売事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・輸入車特別取扱制度の一環として出張予備検査を行った自動車の新規登録に伴う封印の取付け作業</li> </ul>
自動車登録業務に十分精通した行政書士	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他人の依頼を受け報酬を得て運輸支局等に提出する書類を作成した自動車（乙種受託者及び丙種受託者の構成員の販売する自動車を除く。）について、当該自動車の提示に代えて完検証、予備検証、保安基準適合証等の提出による新規登録に伴う封印の取付け作業</li> <li>・他人の依頼を受け報酬を得て運輸支局等に提出する書類を作成した自動車（乙種受託者及び丙種受託者の構成員の販売する自動車を除く。）について、変更登録又は移転登録（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第14条第1項の規定により当該自動車の登録番号が変更されるもの（自動車登録令（昭和26年政令第256号）第40条による提示をしたものを除く。）に限る。）に伴う封印の取付け作業</li> <li>・車両法第11条第2項（自動車登録令第43条の規定に係る場合を含む。）又は第4項若しくは第6項に基づく封印の取付け作業</li> </ul>
指定整備事業者（中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づき設立された指定整備事業者である自動車整備協業組合または中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づき設立された指定整備事業者である自動車整備協同組合にあっては、当該組合の組合員を含む。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その販売する中古自動車の新規登録に伴う封印の取付け作業</li> <li>・変更登録又は移転登録（車両法第14条第1項の規定により当該自動車（乙種受託者及び丙種受託者の構成員の販売する自動車を除く。）の登録番号が変更されるもの（自動車登録令（昭和26年政令第256号）第40条による提示をしたものを除く。）に限る。）に伴う封印の取付け作業</li> <li>・車両法第11条第2項（自動車登録令第43条の規定に係る場合を含む。）又は第4項若しくは第6項に基づく封印の取付け作業</li> </ul>
車体整備事業者（優良自動車整備事業者認定規則（昭和26年運輸省令第72号）別表に定める車体整備作業1種又は2種として認定を受けた優良自動車整備事業者に限る。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変更又は移転登録（車両法第14条第1項の規定により当該自動車（乙種受託者及び丙種受託者の構成員の販売する自動車を除く。）の登録番号が変更されるもの（自動車登録令（昭和26年政令第256号）第40条による提示をしたものを除く。）に伴う封印の取付け作業</li> <li>・車両法第11条第2項（自動車登録令第43条の規定に係る場合を含む。）又は第4項若しくは第6項に基づく封印の取付け作業</li> </ul>

2 乙種受託者は、ユーザーの利便の向上を図る上で必要があると認めるときは、行政

書士（自動車登録業務に十分精通した行政書士に限る。以下同じ。）又は一般社団法人日本自動車販売協会連合会（行政書士法施行規則（昭和26年総務省令第90号）第20条第1項第2号の規定により申請した自動車に限る。）に封印の取付け作業を乙種受託者の名において行わせることができる。この場合、当該行政書士は、第4条（5）の規定に関わらず出張封印を行うことができることとする。

3 丙種受託者は、ユーザーの利便の向上を図る上で必要があると認めるときは、当該団体の構成員に又は当該団体の構成員を通じ行政書士に、封印の取付け作業を、丙種受託者の名において行わせることができる。この場合、当該行政書士は、第4条（5）の規定に関わらず出張封印を行うことができることとする。

4 丁種受託者は、ユーザーの利便の向上を図る上で必要があると認めるときは、行政書士に、封印の取付け作業を、丁種受託者の名において行わせることができる。

（封印受領証等）

第11条 運輸支局長は、受託者に封印を交付（前渡しを含む。）したときは、受領証を提出させる等の方法により交付年月日、交付先、交付数量を明確にできるようにしておかなければならない。

2 前項の受領証等は、次年度末まで保存しなければならない。

（封印の出納の記録）

第12条 運輸支局長は、封印の出納状況を明確に記録しておかなければならない。

（封印取付け報告書）

第13条 運輸支局長は、毎月受託者に前月の封印取付け状況に関し封印取付け報告書を提出させるものとする。

ただし、封印の前渡しをしていない受託者についてはこの限りではない。

2 提出を受けた前項の封印取付け報告書は、次年度末まで保存しなければならない。

附則

（施行期日）

第1条 本通達は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 本通達施行の際に現に旧通達第6条の規定により封印取付け委託書の交付を受けている甲種受託者及び乙種受託者並びに丙種受託者は、本通達の施行の日に本通達第2条第2号の甲種受託者、第3号の乙種受託者及び第4号の丙種受託者としてそれぞれ第6条の規定による運輸支局長から封印取付け委託書の交付を受けたものとみなすことができる。

2 運輸支局長は前項の規定により甲種受託者、乙種受託者及び丙種受託者として運輸支局長から封印取付け委託書の交付を受けたものとみなされた者に対し、第5条の規定による封印取付け受託者準則を受託者に交付するものとする。

別記様式

封印取付け委託書	
受託者の氏名又は名称及び住所	
事業場の名称及び所在地	
委託する業務の範囲	
<p>道路運送車両法第28条の3第1項の規定に基づき、上記のとおり封印の取付けを委託する。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">運輸支局長 印</p>	

「委託する業務の範囲」

1 自動車検査登録事務所のない都道府県の甲種受託者の場合

「A県の区域に使用の本拠を有する自動車に係る道路運送車両法第11条第1項又は第2項に係る封印の取付け及び全ての自動車に係る道路運送車両法第11条第4項又は第6項に係る封印の取付け」

2 自動車検査登録事務所のある都道府県の甲種受託者の場合

「A県（A運輸支局B自動車検査登録事務所の管轄区域を除く。）の区域に使用の本拠を有する自動車に係る道路運送車両法第11条第1項又は第2項に係る封印の取付け及び全ての自動車に係る道路運送車両法第11条第4項又は第6項に係る封印の取付け」

3 乙種受託者の場合

- (1) その販売する自動車について、当該自動車の提示に代えて完成検査終了証の提出により新規登録を受ける場合
- (2) その販売する自動車について、当該自動車の提示に代えて自動車予備検査証、保安基準適合証又は限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の提出により新規登録を受ける場合
- (3) 変更登録又は移転登録を受ける場合（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第14条第1項の規定により当該自動車の登録番号が変更されるもの（自動車登録令（昭和26年政令第256号）第40条による提示をしたものを除く。）に限る。）
- (4) 道路運送車両法第11条第2項（自動車登録令第43条の規定に係る場合を含む。）又は第4項若しくは第6項（A県の区域に使用の本拠を有する自動車に限る。）の規定による封印の取付けを行う場合

4 丙種受託者の場合

- (1) その構成員が販売する自動車について、当該自動車の提示に代えて完成検査終了証、自動車予備検査証、保安基準適合証又は限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の

提出により新規登録を受ける場合

- (2) 変更登録又は移転登録を受ける場合（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第14条第1項の規定により当該自動車の登録番号が変更されるもの（自動車登録令（昭和26年政令第256号）第40条による提示をしたものを除く。）に限る。）
- (3) 道路運送車両法第11条第2項（自動車登録令第43条の規定に係る場合を含む。）又は第4項若しくは第6項（A県の区域に使用の本拠を有する自動車に限る。）による封印の取付けを行う場合

#### 5 丁種受託者の場合

- (1) 所属する行政書士が他人の依頼を受け報酬を得て運輸支局等に提出する書類を作成した自動車（乙種受託者及び丙種受託者の構成員の販売する自動車を除く。以下、次号において同じ。）について、当該自動車の提示に代えて自動車予備検査証、保安基準適合証又は限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の提出により新規登録を受ける場合
- (2) 所属する行政書士が他人の依頼を受け報酬を得て運輸支局等に提出する書類を作成した自動車について、変更登録又は移転登録を受ける場合（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第14条第1項の規定により当該自動車の登録番号が変更されるもの（自動車登録令（昭和26年政令第256号）第40条による提示をしたものを除く。）に限る。）
- (3) 道路運送車両法第11条第2項（自動車登録令第43条の規定に係る場合を含む。）又は第4項若しくは第6項（A県の区域に使用の本拠を有する自動車に限る。）による封印の取付けを行う場合

#### 別記

##### 封印取付け受託者準則

（適用）

第1条 受託者は、道路運送車両法及び同法施行規則の規定によるほか、この準則の定めに従って封印の取付けに関する業務を行わなければならない。

（定義）

第2条 この準則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 封印の前渡し 予め一定数量の封印を受託者に交付すること。

(2) 有償受託者 第14条の規定により手数料請求権を放棄した受託者以外の受託者（封印受払い簿）

第3条 封印の前渡しを受けた受託者は、封印受払い簿を備え、封印の出納状況を明らかにしなければならない。

2 封印受払い簿への記録は、受入れ、取付け、打損、紛失等受払い事由を明らかにして行わなければならない。

3 封印受払い簿は、記録した日から2年間保存しなければならない。



(封印の保管)

第4条 受託者は、紛失、盗難等がないよう封印を厳重に保管しなければならない。

(打損した封印等)

第5条 受託者は、打損又はき損した封印及び不良の封印を運輸支局長に返納しなければならない。

(封印の紛失)

第6条 受託者は、封印の紛失を発見したときは、すみやかにその数量及び事情を運輸支局長に報告しなければならない。

(封印取付け届出書)

第7条 有償受託者たる乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者は、封印の取付けを行おうとするときは、当該自動車の新規登録、変更登録及び移転登録の際、運輸支局長に封印取付け届出書(第1号様式)2通を提出しなければならない。

(出張封印確認書)

第8条 出張封印を行おうとする受託者は、登録申請又は交換申請時等に封印受託者名、出張封印を行おうとする自動車の車台番号、出張封印の希望、ナンバープレートの返納方法等を記載した書面又は当該書面と同等と認める書面を運輸支局長に原則2通提出しなければならない。

(封印取付け報告書)

第9条 封印の前渡しを受けた受託者は毎月10日までに、前月の封印取付け状況に関し、運輸支局長に封印取付け報告書(第2号様式)を提出しなければならない。

2 封印の前渡しを受けた乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者は、前項の封印取付け報告書を提出するときは、封印の取付をした自動車の登録年月日及び自動車登録番号を記載した書面を添付しなければならない。

(変更届)

第10条 受託者は、道路運送車両法施行規則第12条第1項の申請書に記載した事項に変更があったとき(事業場の位置に変更があったときを除く。)は、すみやかにその旨を運輸支局長に届け出なければならない。

(手数料額)

第11条 手数料の額は、毎年度ごとに定めるものとする。

第12条 手数料は、甲種受託者の場合には運輸支局等の業務件数により、乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者の場合には請求書に添付された封印取付け届出書により確認できる封印取付け件数について支払う。

(手数料の請求)

第13条 受託者は、毎月4月1日から翌年3月31日までに行った封印の取付けについて運輸支局長に手数料を請求することができる。

2 前項の手数料の請求は、次年度4月末までに封印の取付け件数及び請求金額を記載した請求書を提出することにより行わなければならない。

3 乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者は、前項の請求書を提出するときは、運輸

支局長が確認済印を押捺して返付した封印取付け届出書を添付しなければならない。  
 (無償受託)

第14条 受託者は、手数料の請求を行わない旨をあらかじめ文書をもって通知することにより、手数料請求権を放棄することができる。

第1号様式

封印取付け届出書					
運輸支局長 殿			年 月 日		
下記の自動車について封印を取り付けます。			受託者		
			事業場 _____		
	車台番号	自動車登録番号		車台番号	自動車登録番号
1					
2					
3					
4					
5					

備考 余白は、斜線で消すこと。

(日本工業規格A列4判)

第2号様式

封印取付け報告書					
運輸支局長 殿			年 月 日		
年 月分			受託者		
封印取付け件数 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">00000</span> 件			事業場 _____		
受入れ			払出し		
前月繰越		個	取付け		個
受入れ		個	不良品		個
			打損		個
			紛失		個
			残り		個
計		個	計		個

(日本工業規格A列4判)

種別	受託者の事業形態	委託範囲	再委託の範囲	
			受託者の事業形態	再委託範囲
甲種	ナンバープレート の交付代行者	全ての手続	日本輸入自動車組合の輸入車ディーラー	<ul style="list-style-type: none"> <li>出張予備検査を受けた新車</li> </ul>
			丙種以外の指定整備事業者 各都道府県の行政書士会に所属する 自動車登録業務に十分精通した行政書士 優良自動車整備事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>自ら販売する中古自動車</li> <li>変更・移転登録(乙種及び丙種の販売する自動車を除く)</li> <li>再交付、交換、再封印</li> <li>新規・変更・移転登録(乙種及び丙種の販売する自動車を除く)</li> <li>再交付、交換※、再封印</li> <li>変更・移転登録(乙種及び丙種の販売する自動車を除く)</li> <li>再交付、交換、再封印</li> </ul>
乙種	型式指定車の 新車販売業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>自ら販売する自動車に係る新規登録</li> <li>変更・移転登録</li> <li>再交付、交換、再封印</li> </ul>	自販連	<ul style="list-style-type: none"> <li>自ら販売する自動車に係る新規登録(OSS申請に係るもの)</li> </ul>
			各都道府県の行政書士会に所属する 自動車登録業務に十分精通した行政書士	委託範囲に同じ
丙種	各都道府県の 中古車販売協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>構成員自ら販売する自動車に係る新規登録</li> <li>変更・移転登録</li> <li>再交付、交換、再封印</li> </ul>	各都道府県の中古車販売協会の構成員 たる中古車販売業者	委託範囲に同じ
			各都道府県の行政書士会に所属する 自動車登録業務に十分精通した行政書士	
離島	市町村	甲種に同じ	なし	委託範囲に同じ
丁種	各都道府県の 行政書士会	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規・変更・移転登録(乙種及び丙種の委託範囲に係るものを除く)</li> <li>再交付、交換、再封印</li> </ul>	各都道府県の行政書士会に所属する 自動車登録業務に十分精通した行政書士	委託範囲に同じ

( 1 5 ) 「 封 印 取 付 け 委 託 要 領 の 運 用 等 」 の 一 部 改 正 に つ い て

国自情第243号の5  
平成29年2月28日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局自動車情報課長

「 封 印 取 付 け 委 託 要 領 の 運 用 等 」 の 一 部 改 正 に つ い て

標記について、別添のとおり地方運輸局自動車技術安全部長及び内閣府沖縄総合事務局運輸部長に通知しましたので、ご了知されたい。

なお、封印の取付け作業を甲種封印受託者の名において行うことを希望する指定整備事業者が存するときは、一般社団法人全国自動車標板協議会と十分協議し、封印の取付けにあたっては当該指定整備事業者と甲種封印受託者にて確約書を取り交わすこと等により慎重に対処するとともに、当該指定整備事業者に対しよろしく御指導願いたい。

国自情第243号

平成29年2月28日

地方運輸局自動車技術安全部長 殿  
内閣府沖縄総合事務局長運輸部長 殿

自動車局自動車情報課長

「封印取付け委託要領の運用等」の一部改正について

標記について、ラグビーワールドカップ特別仕様ナンバープレートの交付に係る関係省令の施行に伴い、「封印取付け委託要領」（平成18年10月4日付け国自管第86号）を一部改正することから、その具体的な運用について下記のとおり一部改正することとしたので、事務処理上遺漏ないようにされたい。

記

「封印取付け委託要領の運用等」（平成18年10月4日付け国自管第87号）を別添のとおり改正する。なお、「甲種受託者による出張封印について」（平成18年1月30日付け国自管第168号）は廃止する。

## 【別添改正溶け込み】

### 封印取付け委託要領の運用等

#### 1 定義

本通達における基本通達とは、平成18年10月4日付国自管第86号「封印取付け委託要領」をいう。

#### 2 基本通達第2条第3号について

##### (1) 委託先

完成検査終了証のある新車の販売を行っている自動車販売業者であって、自動車予備検査証の交付を受けた車又は保安基準適合証若しくは限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の交付を受けた中古新規車を販売する者とする。

##### (2) 販売用中古自動車の範囲

販売用中古自動車の範囲は、当該乙種受託者が自ら仕入れ若しくは販売する中古自動車であって、古物営業法（昭和24年法律第108号）第16条の規定によって帳簿等への記載又は電磁的方法により記録することとされているものに限る。

#### 3 基本通達第2条第4号について

##### (1) 委託先

- ① （一社）日本中古自動車販売協会連合会（以下「中古自動車連合会」という。）の会員のうち中古自動車の販売を業とするものを構成員とする団体は、中古自動車連合会より封印取付け業務の適正な運営を確保するよう指導を受けている団体（以下「団体」という。）とする。

封印取付け委託申請については、あらかじめ地方運輸局と中古自動車連合会とが十分調整のうえ、申請させること。その際、本省自動車情報課にも事前に相談させること。

- ② 委託に際しては、基本通達第4条の内容を十分審査するとともに、さらに当該団体の財政状況、業務実績等の実態及び既存の甲種受託者との関係等についても総合的に勘案すること。

##### (2) 販売用中古自動車の範囲

販売用中古自動車の範囲は、当該構成員が自ら仕入れ若しくは販売する中古自動車又はユーザー等から委託を受け商品自動車として販売する中古自動車であって、古物営業法第16条の規定によって帳簿等への記載又は電磁的方法により記録することとされているものに限る。

#### 4 基本通達第2条第5号について

##### (1) 委託先

- ① 行政書士法（昭和26年2月22日法律第4号）第15条に規定される行政書士会（以下「行政書士会」という。）とする。

封印取付け委託申請については、あらかじめ地方運輸局と行政書士会とが十分調整のうえ、申請させること。その際、本省自動車情報課にも事前に相談させること。

- ② 委託に際しては、基本通達第4条の内容を十分審査するとともに、さらに当該団



体の財政状況、業務実績等の実態及び既存の甲種受託者との関係等についても総合的に勘案すること。

5 基本通達第10条第1項について

(甲種受託者の名において日本自動車輸入組合の輸入自動車販売事業者(以下「輸入自動車販売事業者」という。)、自動車登録業務に十分精通した行政書士(以下「行政書士」という。)、指定整備事業者又は車体整備事業者に封印の取付け作業を行わせる場合の方法等)

- (ア) 輸入自動車販売事業者、行政書士、指定整備事業者又は車体整備事業者に封印の取付け作業を行わせるに際しては、あらかじめ(一社)全国自動車標板協議会と日本自動車輸入組合、日本行政書士会連合会(以下「日行連」という。)、(一社)日本自動車整備振興会連合会又は日本自動車車体整備協同組合連合会との間で、それぞれ円滑な取付け作業が行えるよう基本的事項について確認しておくとともに、具体的な封印の取扱いに関しては当該甲種受託者と当該輸入自動車販売事業者、行政書士、指定整備事業者又は当該車体整備事業者との間でそれぞれ確約書を交わすこととする。確約書においては、主として封印の管理面から、受渡しの記録、取付け記録、報告・調査等に関する取り決めを交わすものとする。
- (イ) 甲種受託者は、輸入自動車販売事業者、行政書士、指定整備事業者又は車体整備事業者への封印の引渡しに当たっては、左欄に掲げる作業範囲について右欄に掲げる書類等の提示させることにより作業範囲を確認のうえ引き渡すこととする。この他、運輸支局長が指定した者への封印の引き渡しに当たっては、必要な書類等により指定された作業範囲を確認のうえ引き渡すこととする。

作業範囲	書類等
輸入自動車販売事業者が出張予備検査を受けた輸入自動車	・自動車予備検査証番号欄の末尾にローマ字「A」が付され、かつ、運輸支局名小印が押印された自動車予備検査証(写)
行政書士が他人の依頼を受け報酬を得て運輸支局等に提出する書類を作成した自動車(乙種受託者及び丙種受託者の構成員の販売する自動車を除く。)	・顧客からの書類作成依頼の書面及び譲渡証明書(写)等
指定整備事業者が自ら販売する中古自動車であって現車提示の省略される自動車	・譲渡証明書(写)等及び保安基準適合証
指定整備事業者たる自動車整備協業組合又は自動車整備協同組合の組合員が自ら販売する中古自動車	・当該組合が所属する自動車整備振興会から予め提出のあった当該組合の組合員名簿 ・譲渡証明書(写)等
変更登録又は移転登録に伴い指定整備事業者又は車体整備事業者が行う封印の取付け	・登録事項等通知書及び旧自動車検査証(写)
車両法第11条第2項のうち番号変更のために必要となる封印の取付け	・登録事項等通知書及び旧自動車検査証(写)

車両法第11条第2項のうち再交付又は交換のために必要となる封印の取付け	<ul style="list-style-type: none"> <li>・承認印のある交換再交付申請書（写）</li> <li>・出張封印確認書</li> </ul>
車両法第11条第4項及び第6項に基づき封印のき損等による又は整備のために取り外した封印の取付け	<ul style="list-style-type: none"> <li>・顧客からの整備依頼の書面及び取り外した状況を示す写真</li> </ul>

## 6 基本通達第10条第2項について

(1) (乙種受託者の名において行政書士に封印の取付け作業を行わせる場合の方法等)  
行政書士に封印の取付け作業を行わせるに際しては、あらかじめ乙種受託者と行政書士会との間で、それぞれ円滑な取付け作業が行えるよう必要に応じて基本的事項について確認しておくとともに、具体的な封印の取扱いに関して当該乙種受託者から行政書士に書類作成を依頼する際に希望を伝えるとともに確約書を交わすこととする。確約書においては、主として封印の管理面から、受渡しの記録、取付け記録、報告・調査等に関する取り決めを交わすものとする。

(2) (乙種受託者の名において一般社団法人日本自動車販売協会連合会（以下「自販連」という。）に行政書士法施行規則（昭和26年総務省令第90号）第20条第1項の申請に係る封印の取付け作業を行わせる場合の方法等）

自販連に封印の取付け作業を行わせるに際しては、あらかじめ乙種受託者と自販連との間で、それぞれ円滑な取付け作業が行えるよう必要に応じて基本的事項について確認しておくとともに、具体的な封印の取扱いに関して当該乙種受託者から自販連に書類作成を依頼する際に希望を伝えるとともに確約書を交わすこととする。確約書においては、主として封印の管理面から、受渡しの記録、取付け記録、報告・調査等に関する取り決めを交わすものとする。

## 7 基本通達第10条第3項について

(丙種受託者の名において構成員又は当該構成員を通じ行政書士に封印の取付け作業を行わせる場合の方法等)

(ア) 丙種受託者の構成員に封印の取付け作業を行わせるに際しては、あらかじめ中古自動車連合会と丙種受託者たる団体との間で、それぞれ円滑な取付け作業が行えるよう基本的事項について確認しておくとともに、具体的な封印の取扱いに関して当該丙種受託者と当該構成員との間で確約書を交わすこととする。確約書においては、主として封印の管理面から、受渡しの記録、取付け記録、報告・調査等に関する取り決めを交わすものとする。

(イ) 丙種受託者は、構成員への基本通達第2条(4)アに係る封印の引渡しに当たっては、当該構成員からの譲渡証明書（写）等の提示をもって、自ら販売する自動車であることを確認のうえ引渡すこととする。

(ウ) 当該構成員を通じ行政書士に封印の取付け作業を行わせるに際しては、あらかじめ丙種受託者たる団体と行政書士会との間で、それぞれ円滑な取付け作業が行えるよう必要に応じて基本的事項について確認しておくとともに、具体的な封印

の取扱いに関して団体の構成員から行政書士に書類作成を依頼する際に希望を伝えるとともに確約書を交わすこととする。確約書においては、主として封印の管理面から、受渡しの記録、取付け記録、報告・調査等に関する取り決めに交わすものとする。なお、丙種受託者は、構成員への基本通達第2条（4）アに係る封印の引渡しに当たっては、当該構成員からの譲渡証明書（写）等の提示をもって、自ら販売する自動車であることを確認のうえ引渡すこととする。ただし、丙種受託者が認めた構成員にあつては、封印の先渡しを認めることができるものとする。この場合、丙種受託者は、後日、譲渡証明書（写）等の提示をもって当該構成員自ら販売する自動車に係る封印であることを確認するものとする。また、当該構成員を通じ行政書士に封印の取付け作業を行わせる際に当該構成員は、封印を行政書士に引渡すこととする。

#### 8 基本通達第10条第4項について

（丁種受託者の名において行政書士に封印の取付け作業を行わせる場合の方法等）

(ア) 行政書士会が行政書士に封印の取付け作業を行わせるに際しては、あらかじめ日行連と丁種受託者たる行政書士会との間で、それぞれ円滑な取付け作業が行えるよう基本的事項について確認しておくとともに、具体的な封印の取扱いに関して当該丁種受託者たる行政書士会と当該行政書士との間で確約書を交わすこととする。確約書においては、主として封印の管理面から、受渡しの記録、取付け記録、報告・調査等に関する取り決めに交わすものとする。

(イ) 丁種受託者は、行政書士へ基本通達第2条（5）ア又はイに係る封印の引渡しに当たっては、譲渡証明書（写）、顧客からの書類作成依頼の書面等の提示をもって、当該行政書士自ら他人の依頼を受け報酬を得て運輸支局等に提出する書類を作成した自動車（乙種受託者及び丙種受託者の構成員の販売する自動車を除く。）に係る封印であることを確認のうえ引渡すこととする。ただし、丁種受託者が認めた行政書士にあつては、封印の先渡しを認めることができるものとする。この場合、丁種受託者は、後日、譲渡証明書（写）等の提示をもって当該行政書士自ら他人の依頼を受け報酬を得て運輸支局等に提出する書類を作成した自動車（乙種受託者及び丙種受託者の構成員の販売する自動車を除く。）に係る封印であることを確認するものとする。

#### 9 基本通達別記封印取付け受託者準則第7条について

運輸支局長は、封印取付け届出書の提出を受けたときは、その記載内容を確認したうえで、1通は確認済印を押して受託者に交付し、他の1通は次年度4月末まで保存しなければならない。

#### 10 基本通達別記封印取付け受託者準則第8条について

運輸支局長は、出張封印確認書又は当該書面と同等と認める書面の提出を受けたときは、原則、その記載内容を確認したうえで確認済印を押して、1通を受託者に交付することとする。他の1通は後日受託者に交付した1通が交付代行者等から回付されるまで保管することとし、交付代行者等から回付がされない場合又は交付代行者から求

めがあった場合は、状況を受託者に確認することとする。交付代行者等から回付された出張封印確認書のうち登録申請に係るものは確認印を押印した日から5年間保存しなければならない。

(16) 車積載車による事故車等の排除業務に係る研修の計画的な実施について

国自貨第157号  
平成29年3月2日

一般社団法人  
日本自動車整備振興会連合会  
会長 橋本 一豊 殿

国土交通省自動車局貨物課長

車積載車による事故車等の排除業務に係る研修の計画的な実施について

平素は、運輸行政に対するご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

ロードサービス業務に使用される車積載車（自動車又は原動機付自転車を積載することができる自動車）により道路上の事故車及び故障車等を一時的・緊急的に、最寄りの場所まで排除する業務については、平成23年9月1日以降は研修の受講等の要件を満たした者を有償運送許可の対象とし、平成26年4月1日以降の申請より、許可期間を従前の「許可日から1年間」より「許可日より3年間」への変更を行ったところですが、同許可期間の変更後、3年間を経過する平成29年度において、許可の更新に伴う申請が相当数に上るものと考えられます。

つきましては、平成26年度の研修実績等を踏まえ、平成29年度の研修実施計画をたてていただき、許可の更新を受けようとする事業者が、研修を受けられずに許可申請ができない等の状況とならないよう確実な実施体制の確保をお願いします。

また、昨今有償運送許可の対象外である「道路上以外の緊急を要しない場所からの運送」や「最寄りの整備工場等までの運送区間の制限を越える長距離運送」等の違反行為が見受けられることから、研修に際しては、本有償運送の制度の趣旨及び許可に付される条件について、また、許可された運送する物若しくは運行区間の制限を超えて有償運送を行った場合は許可を取消すことがある旨、受講者に改めて徹底していただくようお願いします。

(担当課連絡先) 自動車局貨物課 03-5253-8111(内)41333
---

(17) 事業用貨物自動車に係る運行記録計による記録の義務付けの拡大について

国自安第238号  
国自貨第162号  
国自整第348号  
平成29年3月10日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局安全政策課長

貨物課長

整備課長

事業用貨物自動車に係る運行記録計による記録の義務付けの拡大について

国土交通省では、貨物自動車運送事業法に基づく省令において、平成27年4月1日から、事業用貨物自動車の新車について、運行記録計による記録を義務付ける範囲を、「車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上」から「車両総重量7トン以上又は最大積載量4トン以上」に拡大したところです。これにより、当該車両にも装着が必要となりますが、貨物自動車運送適正化事業実施機関の巡回指導において、平成27年4月以降に新車で購入したもので、新たに義務付け対象となった事業用貨物自動車のうち、運行記録計が装着されていないものが多いとの報告がありました。このため、国土交通省としましては、同機関と連携して、貨物自動車運送事業者に対し、改めて以下の事項について周知徹底を図っているところです。

- ・ 事業用貨物自動車に係る運行記録計の装着が必要な範囲は、「車両総重量7トン以上又は最大積載量4トン以上」に拡大されていること

- ・ 本義務付け拡大の開始は、新車にあつては既に平成27年4月1日から、使用過程車にあつては平成29年4月1日からであること
- ・ 貨物自動車運送事業者の運行記録計による記録違反は、車両使用停止処分等の対象となること

上述のとおり、本年4月1日以降は「車両総重量7トン以上又は最大積載量4トン以上」の事業用貨物自動車には、全て運行記録計が備え付けられている必要がありますので、つきましては、貴連合会におかれましても傘下会員を通じて事業用貨物自動車を扱う整備工場に対し、周知方お願いいたします。



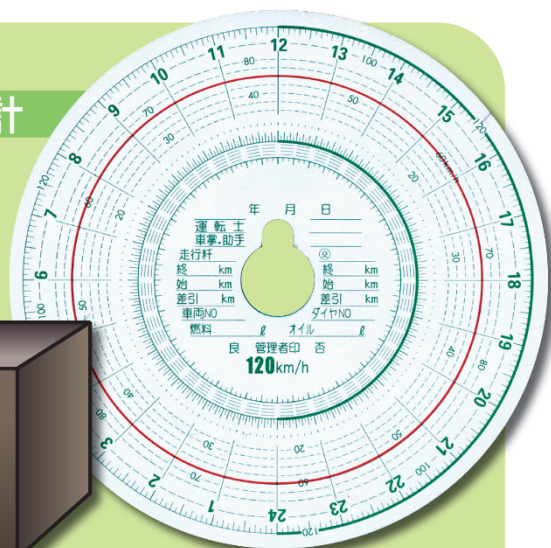
**車両総重量**

**最大積載量**

**7トン以上**または**4トン以上**の  
**事業用トラックの全てに**  
**運行記録計(タコグラフ)の**  
**装着が義務付けされます。**

アナログ式運行記録計

デジタル式運行記録計



**平成29年4月1日から適用**

現在使用中の車両にも  
**平成29年3月31日**  
までに運行記録計を  
装着する必要があります。

**運行記録計による記録違反は 30 日間の車両使用停止処分！**



公益社団法人

全日本トラック協会

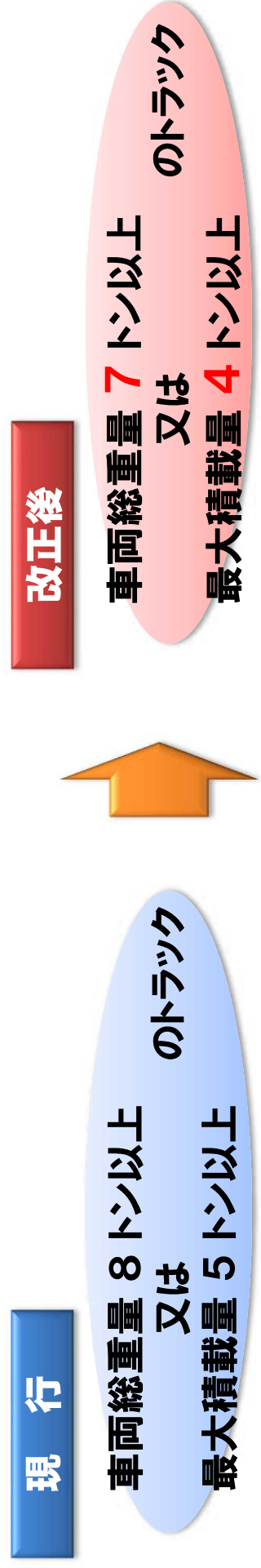
全国貨物自動車運送適正化事業実施機関

# 運行記録計の装着義務付け拡大

「車両総重量7トン以上8トン未満」または「最大積載量4トン以上5トン未満」の事業用貨物自動車については、

1. 台数が多いため、事故件数全体に与える影響が大きい
2. 長距離・長時間運転の割合が比較的高く、確実な運行管理が必要である
3. 死亡事故の発生率が、大型車（車両総重量8トン以上）に次いで高い状況  
軽傷・重傷事故の発生率については、他の区分と比べ、高い水準にある

ことから、平成26年3月に「トラックにおける運行記録計の装着義務付け対象拡大のための検討会」において、運行記録計の装着義務付けの対象拡大が決定された。



公布日： 平成26年12月

施行日： 平成27年4月1日（新車として購入し、平成27年4月1日以降に、新規登録を受ける車両に限る。）

平成29年4月1日

(18)「指定自動車整備事業における自動車検査証への走行距離計表示値記載に係る取扱いについて」の一部改正について

国自整第358号の2  
平成29年3月13日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局整備課長

「指定自動車整備事業における自動車検査証への走行距離計表示値記載に係る取扱いについて」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通知しましたので、貴会におかれましても、貴会傘下会員に対し周知徹底をお願いします。

国自整第358号  
平成29年3月13日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿

沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局整備課長

「指定自動車整備事業における自動車検査証への走行距離計表示値記載に係る取扱いについて」の一部改正について

「指定自動車整備事業における自動車検査証への走行距離計表示値記載に係る取扱いについて」（平成15年10月31日付け国自整第112号）を別紙新旧対照表のとおり改正したので通知する。

「指定自動車整備事業における自動車検査証への走行距離計表示値記載に係る取扱いについて」(平成15年10月31日付け、国自整第112号) 新旧対照表

新(案)	旧
<p>普通自動車及び小型自動車(最高速度20キロメートル毎時未満の自動車及び被けん引自動車を除く。)にあつては、平成16年1月より自動車検査証の備考欄に当該自動車の検査時における走行距離計表示値が記載され、軽自動車(最高速度20キロメートル毎時未満の自動車及び被けん引自動車を除く。)にあつては平成21年1月より、自動車検査証の備考欄に当該自動車の検査時における走行距離計表示値を記載することとなった。</p> <p>このため、指定自動車整備事業における走行距離計表示値の記載に当たっては、下記により取り扱うこととしたので、関係者に周知願います。</p> <p>なお、社団法人日本自動車整備振興会連合会に対し、別添のとおり通知したので了知されたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 走行距離計表示値の記載をする自動車             <ul style="list-style-type: none"> <li>普通自動車、小型自動車及び軽自動車を対象とする。ただし、最高速度20キロメートル毎時未満の自動車及び被けん引自動車を除く。</li> </ul> </li> <li>2. 走行距離計表示値の確認             <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 自動車検査員は、道路運送車両法第94条の5第2項の検査(以下「完成検査」という。)の確認時において、検査車両の走行距離計表示値と分解整備記録簿に記載されている総走行距離の数値が同一であることを確認する。</li> <li>(2) 総走行距離計(オドメーター)と区間距離計(トリップメーター)とを切り換える方式の距離表示をしている自動車にあつては、表示されている距離計の数値が総走行距離の数値であることを確認する。</li> </ul> </li> </ol>	<p>普通自動車及び小型自動車(最高速度20キロメートル毎時未満の自動車及び被けん引自動車を除く。)にあつては、平成16年1月より自動車検査証の備考欄に当該自動車の検査時における走行距離計表示値が記載され、軽自動車(最高速度20キロメートル毎時未満の自動車及び被けん引自動車を除く。)にあつては平成21年1月より、自動車検査証の備考欄に当該自動車の検査時における走行距離計表示値を記載することとなった。</p> <p>このため、指定自動車整備事業における走行距離計表示値の記載に当たっては、下記により取り扱うこととしたので、関係者に周知願います。</p> <p>なお、社団法人日本自動車整備振興会連合会に対し、別添のとおり通知したので了知されたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 走行距離計表示値の記載をする自動車             <ul style="list-style-type: none"> <li>普通自動車、小型自動車及び軽自動車を対象とする。ただし、最高速度20キロメートル毎時未満の自動車及び被けん引自動車を除く。</li> </ul> </li> <li>2. 走行距離計表示値の確認             <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 自動車検査員は、道路運送車両法第94条の5第2項の検査(以下「完成検査」という。)の確認時において、検査車両の走行距離計表示値と分解整備記録簿に記載されている総走行距離の数値が同一であることを確認する。</li> <li>(2) 総走行距離計(オドメーター)と区間距離計(トリップメーター)とを切り換える方式の距離表示をしている自動車にあつては、表示されている距離計の数値が総走行距離の数値であることを確認する。</li> </ul> </li> </ol>

(3) 完成検査の確認時において、検査車両の走行距離計表示値から分解整備記録簿に記載されている総走行距離の数値を減じた値が200 km以下のものは、(1)における数値が同一であると見なすものとする。

### 3. 保安基準適合証への記載

自動車検査員は、保安基準適合証及び保安基準適合証(控)の余白に、分解整備記録簿に記載されている総走行距離の数値をkm単位で記載する。この場合、10 km単位以下の数値は「00 km」として記載するものとする。

ただし、2.(3)における値が200 kmを超える場合には、完成検査の確認時における走行距離計の表示値を同様に記載する。

なお、検査車両の走行距離計がマイル表示であると判断される場合には、マイル表示での走行距離を mile 単位で同様に記載するものとする。

### 4. 登録情報処理機関への情報提供

道路運送車両法第94条の5第2項及び第3項により保安基準適合証に記載すべき事項を登録情報処理機関へ提供する場合は、記3.の数値を提供するものとする。

附則(平成29年3月13日 国自整第358号)

1. 改正後の通達は、平成29年4月1日から施行する。

(3) 完成検査の確認時において、検査車両の走行距離計表示値から分解整備記録簿に記載されている総走行距離の数値を減じた値が200 km以下のものは、(1)における数値が同一であると見なすものとする。

### 3. 保安基準適合証への記載

自動車検査員は、保安基準適合証及び保安基準適合証(控)の余白に、分解整備記録簿に記載されている総走行距離の数値をkm単位で記載する。この場合、10 km単位以下の数値は「00 km」として記載するものとする。

ただし、2.(3)における値が200 kmを超える場合には、完成検査の確認時における走行距離計の表示値を同様に記載する。

なお、検査車両の走行距離計がマイル表示であると判断される場合には、マイル表示での走行距離を mile 単位で同様に記載するものとする。

### (新設)

(19) 「自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う事務の取扱いについて」の一部改正について

国官参自保第806号の2  
国自整第355号の2  
平成29年3月13日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局 保障制度参事官室長

整備課長

「自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う事務の取扱いについて」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長に対し通知したので、貴会におかれましては、傘下会員に対し周知徹底をお願いします。



別添

国官参自保第806号  
国自整第355号  
平成29年3月13日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿

沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局 保障制度参事官室長

整備課長

「自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う事務の取扱いについて」の一部改正について

「自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う事務の取扱いについて」（昭和44年12月26日付け自保第342号、自整第295号、自車第1393号）を別紙新旧対照表のとおり改正したので通知する。

「自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う事務の取扱いについて」  
(昭和44年12月26日付け、自保第342号、自整第295号、自車第1393号)

新	旧
<p>標記につき別添のとおり、自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令(昭和44年12月26日運輸省令第59号)が公布され、昭和45年1月1日から施行されることとなつたので、別紙事項を了知のうえ、事務処理に遺憾なきを期するとともに、その周知徹底を図りたい。</p> <p><u>附則(平成29年3月13日 国官参自保第806号、国自整第355号)</u></p> <p><u>1. 改正後の通達は、平成29年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>2. 別記1の様式については、当分の間、なお従前の例によることのできる。</u></p> <p>別紙</p> <p>1 自動車損害賠償保障法施行規則(以下「規則」という。)第1条の2第1号について</p> <p>「複写器」とは、写真機又はオートファックス等原形どおりに複写することのできる器具をいう。</p> <p>2 規則第1条の2第2号について</p> <p>(1) 「複写紙」とは、カーボン紙又は感圧紙(当該用紙を間接的に筆圧程度で加圧すると発色する用紙)等をいう。</p> <p>(2) 「保険証明書」の作成のための筆記と同一の筆記」とは、いわゆるフンライティング方式によって作成することをいう。</p> <p>なお、自動車損害賠償責任保険証明書作成のための筆記と同一の筆記により作成された自動車損害賠償責任保険料領収書の書面は、当分の</p>	<p>別紙</p> <p>1 自動車損害賠償保障法施行規則(以下「規則」という。)第1条の2第1号について</p> <p>「複写器」とは、写真機又はオートファックス等原形どおりに複写することのできる器具をいう。</p> <p>2 規則第1条の2第2号について</p> <p>(1) 「複写紙」とは、カーボン紙又は感圧紙(当該用紙を間接的に筆圧程度で加圧すると発色する用紙)等をいう。</p> <p>(2) 「保険証明書」の作成のための筆記と同一の筆記」とは、いわゆるフンライティング方式によって作成することをいう。</p> <p>なお、自動車損害賠償責任保険証明書作成のための筆記と同一の筆記により作成された自動車損害賠償責任保険料領収書の書面は、当分の</p>

間、規則第1条の2第2号の方法によって作成したものととして扱って差し支えない。

3 規則第1条の2第3号について

(1) 「保険証明書を交付した者」とは、保険業法（平成7年法律第105号）第2条第4項に規定する損害保険会社、同条第9項に規定する外国損害保険会社等及び次の協同組合等という。

- ・ 農業協同組合法に基づく農業協同組合及び農業協同組合連合会
- ・ 消費生活協同組合法に基づく消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会

連合会

- ・ 中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合及び協同組合連合会

(2) 「法第9条第6項の規定による提示を受けた者」とは、道路運送車両法第9条第3第1項の指定自動車整備事業者及び総合特別区域法第22条の2第11項の指定点検整備事業者をいう。

(3) 法第9条第6項の規定による提示を受けた者が転写し、記名押印した自動車損害賠償責任保険証明書の写しとしては、当分の間、次の方法によって作成したものをを用いて差し支えない。

道路運送車両法第94条の5第1項の規定による保安基準適合証又は総合特別区域法第22条の2第11項の規定による点検整備済証の余白に別記1の様式による欄を設け、法第9条第6項の規定による提示を受けた者が、当該欄に当該証明書に係る次の事項を転写、又は、道路運送車両法第94条の5第2項及び第3項の規定により、次の事項を登録情報処理機関に提供したもの（法第9条第2項の規定により、自動車損害賠償責任保険証明書に記載すべき事項を電磁的方法により登録情報処理機関へ提供することができない場合に限る。）

イ 自動車損害賠償責任保険証明書番号（自動車損害賠償責任共済の場合にあっては責任共済証明書番号）

ロ 保険会社名（責任共済の場合にあっては協同組合等名）

なお、保険会社名については、別記2の保険会社名略称表による、略称を記載して差し支えない。

間、規則第1条の2第2号の方法によって作成したものととして扱って差し支えない。

3 規則第1条の2第3号について

(1) 「保険証明書を交付した者」とは、保険業法（平成7年法律第105号）第2条第4項に規定する損害保険会社、同条第9項に規定する外国損害保険会社等及び次の協同組合等という。

- ・ 農業協同組合法に基づく農業協同組合及び農業協同組合連合会
- ・ 消費生活協同組合法に基づく消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会

連合会

- ・ 中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合及び協同組合連合会

(2) 「法第9条第6項の規定による提示を受けた者」とは、道路運送車両法第94条の3第1項の指定自動車整備事業者及び総合特別区域法第22条の2第11項の指定点検整備事業者をいう。

(3) 法第9条第6項の規定による提示を受けた者が転写し、記名押印した自動車損害賠償責任保険証明書の写しとしては、当分の間、次の方法によって作成したものをを用いて差し支えない。

道路運送車両法第94条の5第1項の規定による保安基準適合証又は総合特別区域法第22条の2第11項の規定による点検整備済証の余白に別記1の様式による欄を設け、法第9条第6項の規定による提示を受けた者が、当該欄に当該証明書に係る次の事項を転写したものと

イ 自動車損害賠償責任保険証明書番号（自動車損害賠償責任共済の場合にあっては責任共済証明書番号）

ロ 保険会社名（責任共済の場合にあっては協同組合等名）

なお、保険会社名については、別記2の保険会社名略称表による、略称を記載して差し支えない。

ハ 保険契約者名（責任共済の場合には責任共済契約者名を記載すること。）

なお、保険契約者名が、保安基準適合証に記載された使用者の氏名又は名称と同一の場合は、当該欄に、「使」の記号を記載して差し支えない。

- 4 規則第5条の2第6号の2について  
保険契約者（又は共済契約者）が、責任保険（又は責任共済）の契約を解除することができる要件に回送運行許可番号標を運輸支局長に返納した場合を加えたものである。

別記1

証明書番号	保険会社

別記2（略）

別記1

証明書番号	保険会社	<u>保険契約者名</u>

別記2（略）

(20) 「保安基準適合証及び保安基準適合標章の有効期間と自動車損害賠償責任保険の取扱いについて」の一部改正について

国官参自保第807号の3  
国自整第357号の3  
平成29年3月13日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局 保障制度参事官室長

整備課長

「保安基準適合証及び保安基準適合標章の有効期間と自動車損害賠償責任保険の取扱いについて」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長に対し通知したので、貴会におかれましては、傘下会員に対し周知徹底をお願いします。

国官参自保第807号  
国自整第357号  
平成29年3月13日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿

沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局 保障制度参事官室長

整備課長

「保安基準適合証及び保安基準適合標章の有効期間と自動車損害賠償責任保険の取扱いについて」の一部改正について

「保安基準適合証及び保安基準適合標章の有効期間と自動車損害賠償責任保険の取扱いについて」（昭和48年11月12日付け自保第265号、自整第285号、自車第1012号）を別紙新旧対照表のとおり改正したので通知する。

「保安基準適合証及び保安基準適合標章の有効期間と自動車損害賠償責任保険の取扱いについて」(昭和48年11月12日付け、自保第265号、自整第285号、自車第1012号) 新旧対照表

新	旧
<p>指定自動車整備事業者は、自動車使用者から保安基準適合証及び保安基準適合標章（以下「適合証」という。）の交付の請求があった場合において、自動車使用者が提示した自動車損害賠償責任保険証明書（以下「保険証明書」という。）の保険期間と、適合証の提出により更新されるべき自動車検査証（以下「検査証」という。）有効期間の全部が重複しないときは、自動車損害賠償責任保険法（以下「自賠法」という。）第9条第7項の規定により適合証を交付してはならないこととなっている。</p> <p>このため、適合証の有効期間（検査の日から15日間）の最終日が旧保険証明書の保険期間の終了する日後であって、新に締結した保険証明書の保険期間が、旧保険証明書の保険期間の終了日から継続して、12ヶ月（検査有効期間が1年のもの）又は24ヶ月（検査有効期間が2年のもの）のときは、適合証の有効期間の最終の日に検査を申請した場合、更新される検査証有効期間の全部と重複しないものとなり、指定自動車整備事業者は自動車使用者に対し、1ヶ月の保険期間の追加を求めている。</p> <p>この取扱いによるとき、自動車使用者から旧保険証明書の保険期間の終了日までに検査の申請を行ったときは、保険期間を1ヶ月追加することなく検査証有効期間の更新がされるにもかかわらず、余分な負担を課すものであるとの論議が絶えない。</p> <p>よって、これに対処するため、自動車使用者が検査申請をした場合において提示された保険証明書の保険期間が更新されるべき検査証有効期間の全部と重複しないときは、自賠法第9条第5項の規定により、検査証有効期間が更新されないことも勘案し、指定自動車整備事業者が適合証を自動車使用者に交付しようとする場合における保険証明書の保険期間の確認及び取扱いについては、下記によるよう指導されたい。</p> <p>なお、本主旨は、自動車使用者の自賠責保険にかかる余分な負担を回避するためのものであり、指定自動車整備事業者における自賠責保険の確認義務を軽減するものではないので念のため申し添える。</p>	<p>指定自動車整備事業者は、自動車使用者から保安基準適合証及び保安基準適合標章（以下「適合証」という。）の交付の請求があった場合において、自動車使用者が提示した自動車損害賠償責任保険証明書（以下「保険証明書」という。）の保険期間と、適合証の提出により更新されるべき自動車検査証（以下「検査証」という。）有効期間の全部が重複しないときは、自動車損害賠償責任保険法（以下「自賠法」という。）第9条第4項の規定により適合証を交付してはならないこととなっている。</p> <p>このため、適合証の有効期間（検査の日から15日間）の最終日が旧保険証明書の保険期間の終了する日後であって、新に締結した保険証明書の保険期間が、旧保険証明書の保険期間の終了日から継続して、12ヶ月（検査有効期間が1年のもの）又は24ヶ月（検査有効期間が2年のもの）のときは、適合証の有効期間の最終の日に検査を申請した場合、更新される検査証有効期間の全部と重複しないものとなり、指定自動車整備事業者は自動車使用者に対し、1ヶ月の保険期間の追加を求めている。</p> <p>この取扱いによるとき、自動車使用者から旧保険証明書の保険期間の終了日までに検査の申請を行ったときは、保険期間を1ヶ月追加することなく検査証有効期間の更新がされるにもかかわらず、余分な負担を課すものであるとの論議が絶えない。</p> <p>よって、これに対処するため、自動車使用者が検査申請をした場合において提示された保険証明書の保険期間が更新されるべき検査証有効期間の全部と重複しないときは、自賠法第9条第2項の規定により、検査証有効期間が更新されないことも勘案し、指定自動車整備事業者が適合証を自動車使用者に交付しようとする場合における保険証明書の保険期間の確認及び取扱いについては、下記によるよう指導されたい。</p> <p>なお、本主旨は、自動車使用者の自賠責保険にかかる余分な負担を回避するためのものであり、指定自動車整備事業者における自賠責保険の確認義務を軽減するものではないので念のため申し添える。</p>



記

- 1 適合証の交付にかかわる保険期間の確認について  
自動車使用者から提示のあった保険証明書の保険期間が、旧保険証明書の保険期間の終了日から継続したものであって、旧保険期間の終了日に検査を申請した場合に更新されるべき検査有効期間の全部と重複し、かつ、旧保険期間の終了日まで確実に検査の申請を行うことについて当該使用者からの明示の意思表示がある場合は、当該保険証明書の保険期間と更新されるべき検査有効期間の全部と重複するものとし、適合証を交付することができる。
- 2 適合証への記載等について  
指定自動車整備事業者は、前記の取扱いを行ったときは、保安基準適合証及び保安基準適合証（控）の余白に別記様式による欄を設け、自動車使用者から当該指定自動車整備事業者に提示された保険証明書の保険期間のまま、当該適合証の提出により検査有効期間を更新することができる最終の検査申請日（以下「最終日」という。）を明りょうに記載すること。

ただし、道路運送車両法第94条の5第2項及び第3項により保安基準適合証に記載すべき事項を登録情報処理機関へ提供する場合は、最終日を登録情報処理機関へ提供すること。

- 3 自動車使用者に対する指導について  
指定自動車整備事業者は、前記の取扱いにより適合証を自動車使用者に交付する際、当該保安基準適合証に記載した最終日までに検査の申請を行わないときは、当該使用者が提示した保険証明書の保険期間は、更新されるべき検査有効期間の全部と重複しないものとして取り扱われ、最終日を過ぎて検査の申請を行う場合は、保険期間を1ヶ月分追加しなければならぬことを明確に教示する等、検査有効期間の更新手続きが円滑に行われるための指導を自動車使用者に対し十分に行うこと。
- 4 道路運送車両法第94条の8（保安基準適合証の交付の停止等）の適用について

記

- 1 適合証の交付にかかわる保険期間の確認について  
自動車使用者から提示のあった保険証明書の保険期間が、旧保険証明書の保険期間の終了日から継続したものであって、旧保険期間の終了日に検査を申請した場合に更新されるべき検査有効期間の全部と重複し、かつ、旧保険期間の終了日まで確実に検査の申請を行うことについて当該使用者からの明示の意思表示がある場合は、当該保険証明書の保険期間と更新されるべき検査有効期間の全部と重複するものとし、適合証を交付することができる。
- 2 適合証への記載等について  
指定自動車整備事業者は、前記の取扱いを行ったときは、保安基準適合証及び保安基準適合証（控）の余白に別記様式による欄を設け、自動車使用者から当該指定自動車整備事業者に提示された保険証明書の保険期間のまま、当該適合証の提出により検査有効期間を更新することができる最終の検査申請日（以下「最終日」という。）を明りょうに記載すること。

- 3 自動車使用者に対する指導について  
指定自動車整備事業者は、前記の取扱いにより適合証を自動車使用者に交付する際、当該保安基準適合証に記載した最終日までに検査の申請を行わないときは、当該使用者が提示した保険証明書の保険期間は、更新されるべき検査有効期間の全部と重複しないものとして取り扱われ、最終日を過ぎて検査の申請を行う場合は、保険期間を1ヶ月分追加しなければならぬことを明確に教示する等、検査有効期間の更新手続きが円滑に行われるための指導を自動車使用者に対し十分に行うこと。
- 4 道路運送車両法第94条の8（保安基準適合証の交付の停止等）の適用について



指定自動車整備事業者が前記の取扱いを行うに当たり、次の事項に該当したときは同法第94条の8第1項第5号に違反するものとして、同法第94条の8(保安基準適合証の交付の停止等)の規定が適用される。

(1) 保安基準適合証及び保安基準適合証(控)のいずれにも最終日を記載せず、適合証を交付したとき。

(2) 道路運送車両法第94条の5第2項及び第3項により保安基準適合証に記載すべき事項を登録情報処理機関へ提供した場合であつて、最終日が登録情報処理機関へ提供されなかつたとき。

(3) 適合証等の記載された最終日において、記入されるべき検査証有効期間と保険期間が重複しないとき。

別記

最終の検査申請日

年 月 日

附則(平成29年3月13日 国官参自保第807号、国自整第357号)

1. 改正後の通達は、平成29年4月1日から施行する。

指定自動車整備事業者が前記の取扱いを行うに当たり、次の事項に該当したときは同法第94条の8第1項第5号に違反するものとして、同法第94条の8(保安基準適合証の交付の停止等)の規定が適用される。

(1) 保安基準適合証及び保安基準適合証(控)のいずれにも最終日を記載せず、適合証を交付したとき。

(3) 適合証等の記載された最終日において、記入されるべき検査証有効期間と保険期間が重複しないとき。

別記

最終の検査申請日

年 月 日